

# 辰野町公共施設等総合管理計画

平成 28 年度 (2016 年度) ～平成 37 年度 (2025 年度)

～ 将来需要に適した規模・配置により

必要な施設・サービスの継続と質の向上を ～

平成 28 年 11 月

辰 野 町

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 目的

辰野町では、公共サービスの提供や多様化する町民ニーズに対応するために、集会施設、図書館、スポーツ施設、学校、保育園、福祉施設、庁舎などの公共施設や、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産を保有しています。

これら公共施設及びインフラ資産（以下、「公共施設等」という。）の多くは、昭和40年代後半から平成の初めにかけて建設・整備されており、今後、老朽化に伴う更新・改修費用の増加が避けられない状況となっています。

さらには、急激な人口減少、少子高齢化の進展、これらに伴う経済規模の縮小や税収の減少等により、辰野町の財政状況はさらにひっ迫すると考えられます。

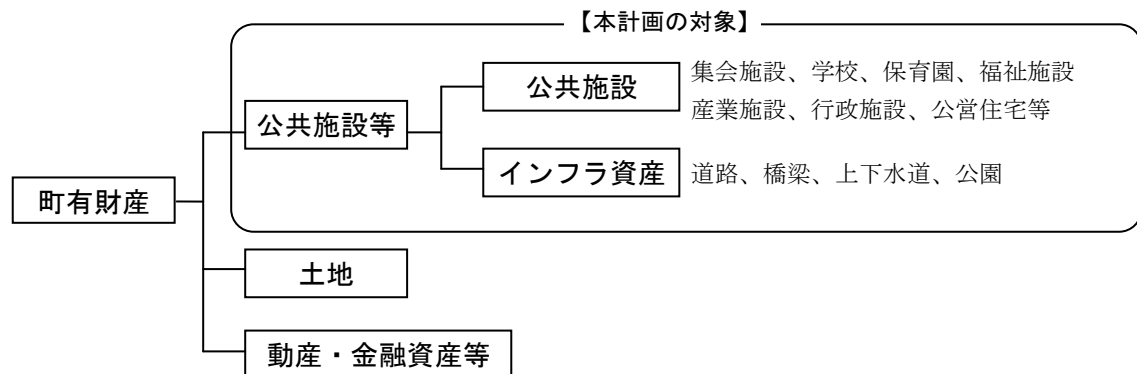
また、人口減少に伴い公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、これまでの規模や箇所数を今後も同じように維持していくことは厳しい状況です。

今後も「住み続けたい、帰りたい、住んでみたいまち たつの」に必要な公共サービスの提供を維持していくために、施設の用途や、維持管理の方法、更新の実施方法を、状況変化にあわせて見直し、計画的に進めることにより、将来の財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。限られた財源の中で時代に即した施設整備に対応するためにも施設量・配置の見直しが必要です。

そこで、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点による更新・統廃合・長寿命化を推進していくための「辰野町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

### 2. 対象

辰野町が保有する財産のうち、全ての公共施設等を本計画の対象とします。



### 3. 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

平成67年度までの40年間を見据え検討するものとし、また、策定後は計画期間内であっても必要に応じ適宜見直すものとしします。

### 4. 検討手法

#### (1) 更新費用の試算等

公共施設の整備状況等の分析や将来の更新費用の試算にあたり次の資料を活用し、全国平均と比較検討しました。

- ① 地方公共団体の財務分析等に関する調査研究会報告書(平成23年3月 財団法人自治総合センター)
- ② 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課)
- ③ 公共施設更新費用試算ソフト(一般財団法人地域整備総合財団 公園は対象外のため独自分析)

<費用試算の考え方>

- 現在の公共施設等をそれぞれ設定した供用年数の経過後に現在と同じ規模で全て更新すると仮定して推計
  - 公共施設等の面積・延長の数量に更新単価を乗じることで将来の更新費用を推計
  - 更新単価は、これまでの工事实績等に基づき算出された全国平均値を基本に設定
- ④ 平成23～27年度地方財政状況調査(決算統計)
  - ⑤ 平成26年度公共施設状況カード(総務省自治財政局財務調査課)

(2) 他市町村との比較対象資料・試算のための設定単価

表) 公共施設等の全国平均値及び人口1~3万人未満の市町村平均値

	区分	公共施設	道路	橋梁	上水道管	下水道管	合計	
人口1人あたりの将来の1年あたりの更新費用の見込額(千円/人)	全国平均	3.22	9.98	1.93	10.74	9.91	63.95	
	1~3万人未満	49.42	31.62	7.30	19.66	8.02	112.68	
現在の既存更新額に対する将来の1年あたりの更新費用の割合(%)	全国平均	243.6	194.5	507.3	363.4	283.1	262.6	
	1~3万人未満	240.9	471.6	1471.6	488.6	1969.4	366.6	
現在の投資的経費(既存更新、新規整備、用地取得額の計)に対する将来の1年あたりの更新費用の割合(%)	全国平均	107.3	94.5	286.4	230.0	83.9	113.1	
	1~3万人未満	124.2	223.5	732.6	429.9	43.9	150.7	
人口1人あたりの延床面積等(m <sup>2</sup> /人、上下水道管はm/人)	全国平均	3.22	31.99	0.26	4.09	3.60	-	
	1~3万人未満	5.24	101.51	0.68	10.79	6.33	-	
老朽化及び耐震改修の状況(%)	全国平均	43.1						
	1~3万人未満	35.9						

資料：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果

表) 更新の考え方

	更新の考え方	数量	資料
公共施設	60年で建替え(30年で大規模改修)	延床面積	固定資産台帳
道路	15年で舗装部分の打替え	面積	道路施設現況調査
橋梁	60年で架替え	面積	橋梁長寿命化修繕計画
上水道管	40年で更新	延長	水道統計調査
下水道管	50年で更新	延長	下水道事業に関する調査

資料：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果

表) 更新単価の設定

①公共施設

施設類型	住民文化施設、社会教育施設、行政施設	スポーツ・レクリエーション施設	学校教育施設、子育て支援施設	公営住宅
建替え更新単価	40万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>	33万円/m <sup>2</sup>	28万円/m <sup>2</sup>

②インフラ資産

区分		更新単価	備考
道路	一般道路の舗装打替え	4.7千円/m <sup>2</sup>	道路統計年報2009 舗装補修事業費/舗装補修事業量
橋梁	PC橋・鋼橋・その他	448千円/m <sup>2</sup>	鋼橋であるものは鋼橋、その他はPC(プレストレスト・コンクリート)橋として更新を前提
上水道管	導水管	~300mm未満	100千円/m
		300~500mm未満	114千円/m
	配水管	~150mm以下	97千円/m
		150mm超~200mm以下	100千円/m
		200mm超~250mm以下	103千円/m
250mm超~300mm以下	106千円/m		
下水道管	コンクリート管、塩ビ管等	124千円/m	更正工法

※更新費用の試算に取組んでいる先進団体の調査実績・設計単価等を基に設定。設計価格ベース。

資料：地方公共団体の財務分析等に関する調査研究会報告書

(3) 人口

更新費用試算ソフトでは、その仕様に基づき、各年10月1日現在の住民基本台帳人口の数値を使用します。(平成27年10月1日現在：20,369人)

人口の将来見通しにあたっては、「まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日法律第136号)」に基づき、平成27年10月に策定した辰野町人口ビジョン(初版)及び国勢調査の結果を使用するものとします。

## 第2章 辰野町の現状と将来見通し

### 1. 人口

平成27年10月1日現在の辰野町の住民基本台帳人口は20,369人です。

平成27年度国勢調査による人口は19,770人、世帯数7,343世帯で、平成22年の前回調査に比べ、1,139人・5.4%の減で、全国（0.2%の減）や長野県全体（2.4%の減）の動向よりも急激な減少幅となっています。

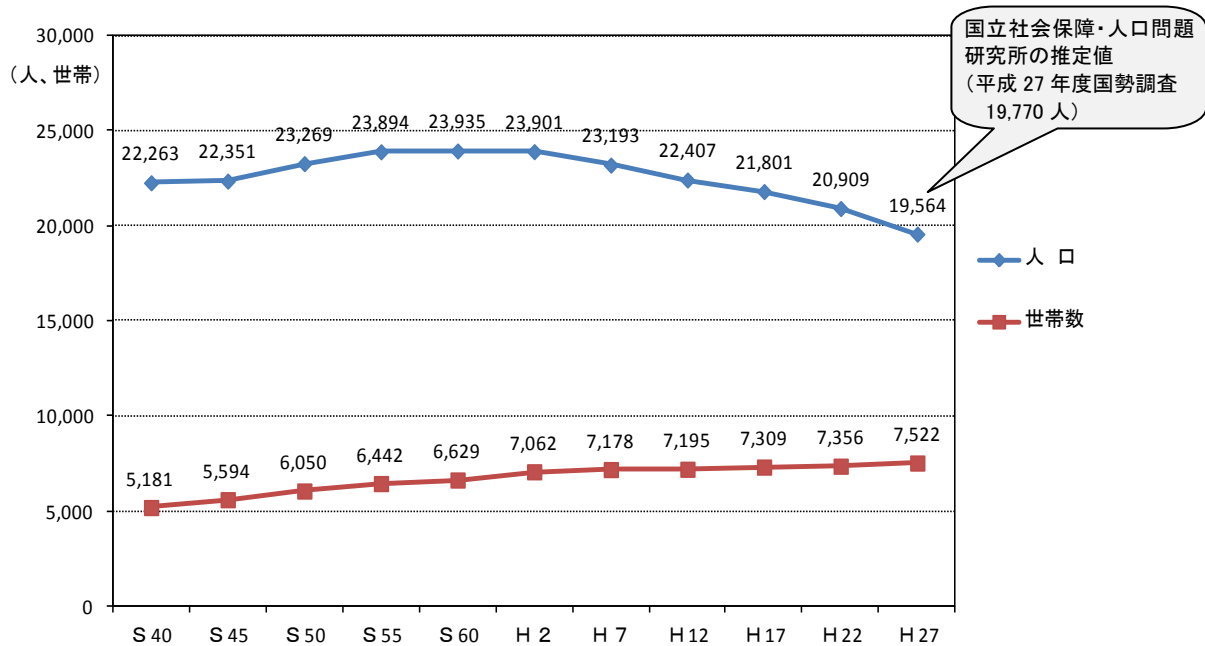
「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき、平成27年10月に策定した辰野町人口ビジョン（初版）では、辰野町の人口の現状と将来展望を次のとおりまとめました。

#### （1）人口・世帯数の推移

人口は昭和60年をピークに緩やかな減少が続いています。一方、世帯数は一貫して増加し続けています。

平成22年国勢調査を基本として平成25年3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、人口は今後も減少が続き、25年後の平成52年には1万5千人を割り込むと予想しています。

図) 人口・世帯数の推移



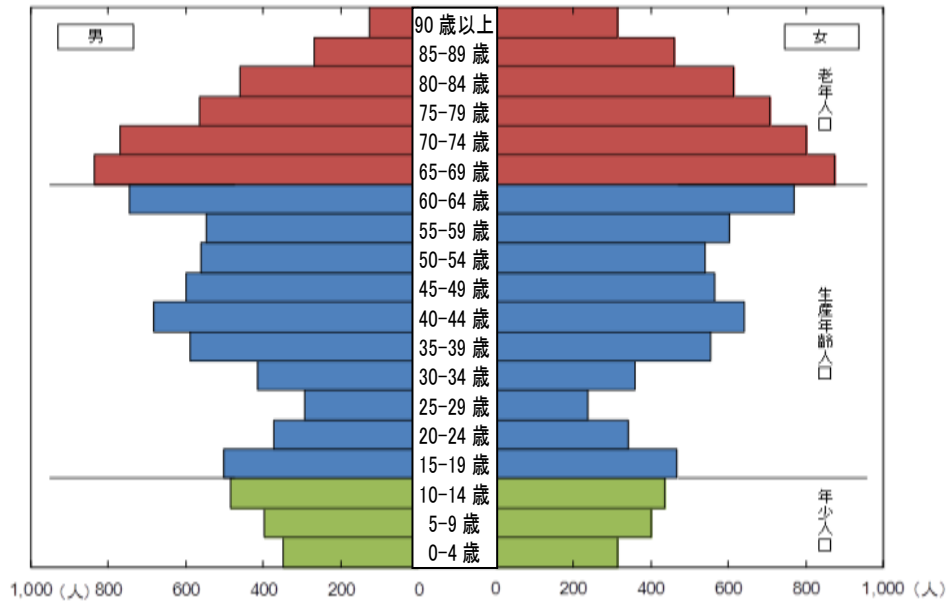
資料：国勢調査、毎月人口異動調査

(2) 年齢別人口

平成 27 年現在の辰野町の人口ピラミッドは壺型で、25～29 歳の人口が極端に少なくなっています。

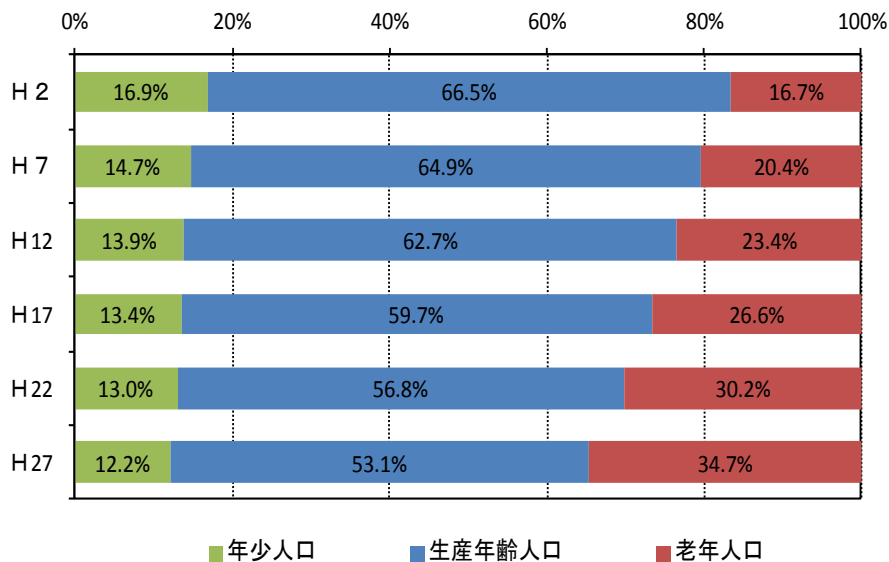
人口構成の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いていますが、老年人口は増加し続けており、少子高齢化が進んでいます。

図) 平成 27 年の辰野町の年齢別構成



資料：毎月人口異動調査（平成27年4月1日現在）、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

図) 年齢 3 区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査、毎月人口異動調査

(3) 辰野町の人口の将来展望

将来の大幅な人口減少は避けられない状況ですが、辰野町人口ビジョンでは、人口減少対策に取り組み、人口流出の歯止めと出生率の向上を図ることで、64歳以下の人口（年少人口と生産年齢人口の合計）が総人口に占める割合を6割以上に維持し、25年後の平成52年（2040年）の町の人口を、国立社会保障・人口問題研究所が推計した1万4,326人から1万4,915人に向上させることを目標としています。10年後（平成37年）の町の人口は、人口減少対策により、同研究所が推計した1万7,730人から1万7,840人に向上させる予定です。

年少人口は平成42年まで減少を続けますが、その後は1,800人前後を維持する予定です。

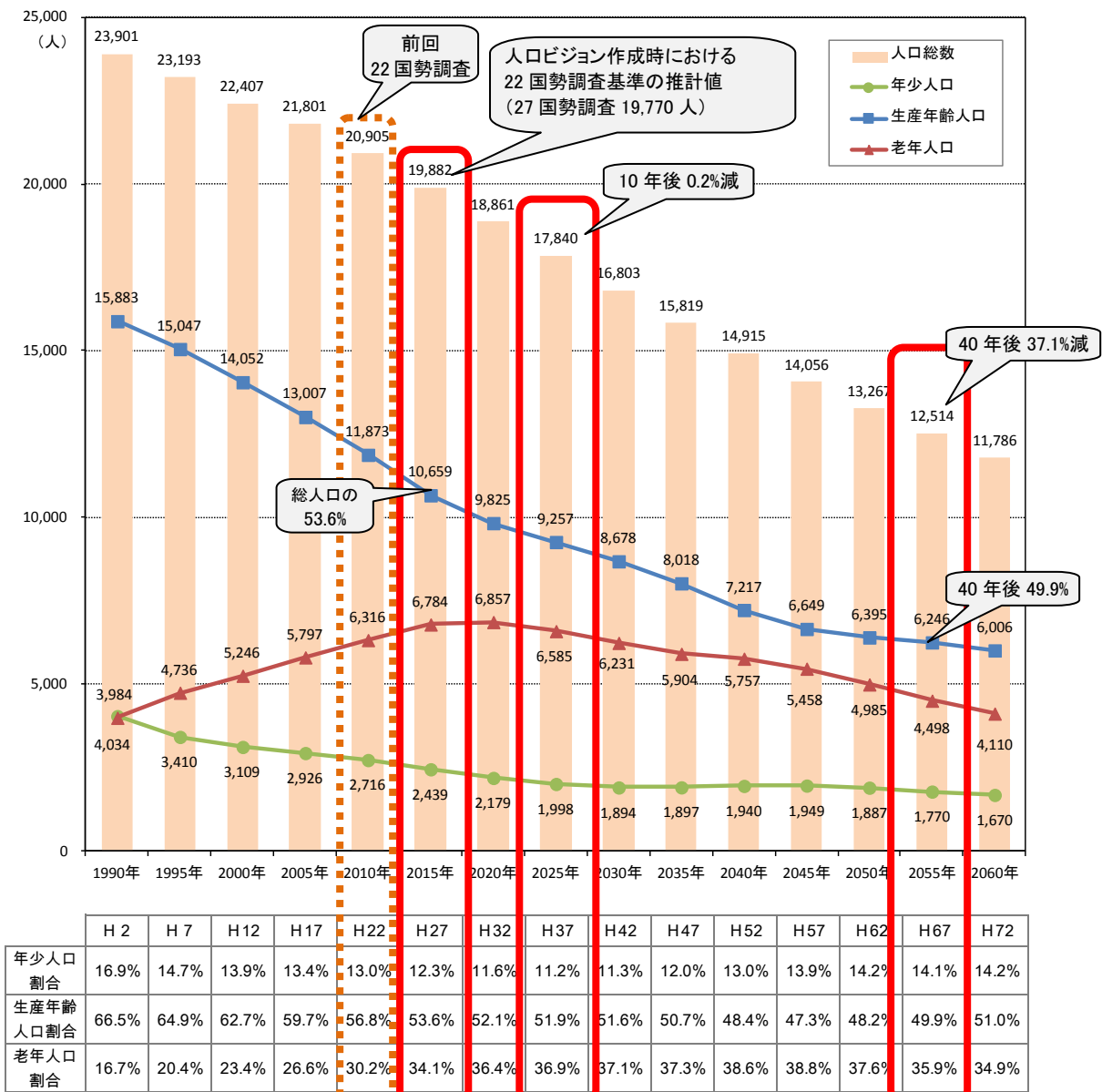
生産年齢人口は平成32年までは5年間に1千人程度の減少が続きますが、その後は徐々に緩やかな減少となる見込みです。

老年人口は平成32年まで増加し、その後は減少に転じる見込みです。

本計画では、この試算を基に、10年後（平成37年）の人口は、現在（平成27年）に比べ10.2%程度減少し、40年後（平成67年）には37.1%程度減少するものと推測しています。

40年後、生産年齢人口の占める割合も現在の53.6%から49.9%に減少する見込みです。

図) 人口（総数と年齢3区分別人口）の推移と将来展望



※平成17年（2005年）までは国勢調査結果であり、人口総数に年齢不詳を含む

※平成22年（2010年）の総人口は平成22年国勢調査の人口をもとに、年齢不詳人口等を調整した数値

※平成27年（2015年）以降の推計人口は、平成22年（2010年）の国勢調査結果を基準とした推計値

※年少人口は0～15歳、生産年齢人口は16～64歳、老年人口は65歳以上が対象

## 2. 公共施設等の状況

## (1) 公共施設

## ア. 保有面積

辰野町が保有する公共施設（建築物）の総面積は、約 12 万 6 千㎡です。

その内訳は次のとおりですが、本計画の試算にあたっては、全国の平均値が示されている普通会計の建築物のみを対象とし、さらに建替えを想定しない普通財産や文化財を除く約 11 万 5 千㎡を総面積として算定（町民一人あたりの延床面積は 5.65 ㎡）します。

表) 公共施設（建築物）

会計	大分類	中分類	施設数 (件 ※1)	総面積 (㎡)	町民一人あたりの面積 (㎡/人 ※2)	(比較参考資料) 他市町村の状況 (㎡/人 ※4)
普通会計	住民文化施設	集会施設	53	19,469.58	0.96 (0.93)	全国平均 0.43 町村平均 0.20
	社会教育施設	図書館	2	1,367.00	0.20 (0.19)	
		美術館等	2	2,678.38		
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	8	8,681.04	0.88 (0.86)	
		レクリエーション観光施設	29	2,150.59		
		保養施設	5	7,160.52		
	医療施設	医療施設	2	357.25	0.02 (0.02)	
	学校教育施設	校舎	57 中学校 1 校 小学校 4 校 (組合立の両小野 小学校を除く)	26,591.00	小学校 8.51(※3) 中学校 3.94(※3)	全国平均(※3) 小学校 5.72 中学校 3.49 町村平均(※3) 小学校 7.17 中学校 4.83
		体育館		6,634.00		
		倉庫		172.00		
		プール棟		166.00		
		その他		237.00		
	子育て支援施設	保育園	6	6,881.29	2.53(※3)	全国平均 0.41(※3) 町村平均 0.78(※3)
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	26	10,148.70	0.64 (0.62)	
		障害福祉施設	1	257.7		
		保健施設	2	2,627.22		
	産業施設	産業施設	5	1,310.76	0.06 (0.06)	
	行政施設	庁舎等	7	5,060.80	0.33 (0.32) 庁舎等 0.25(0.24)	庁舎等のみ 全国平均 0.29 町村平均 0.15
		消防施設	3	1,571.30		
	公営住宅	町営住宅等	77	11,225.62	0.55 (0.54)	
その他	公衆便所その他	11	437.34	-		
	旧保育所等普通財産	9	856.29	-	建替えを想定しない施設等	
	小野宿問屋等		515.65			
合計			305	116,557.03	5.72 (5.58)	
普通財産、小野宿問屋等除く総数			296	115,185.09	5.65 (5.51)	人口 1~3 万人の類似団体 5.24(※5)
病院会計	病院施設	町立辰野病院	1	9,882.38	-	
公共施設全体の面積				126,439.41	6.20 (6.05)	

※1 施設数：固定資産台帳における登録データの件数

※2 町民一人あたりの面積：分母とする人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口（辰野町 20,369 人）により算定。

※3 子育て支援施設、学校教育施設については 15 歳以下の年少人口（平成 22 年）を分母として算定。

※4 他市町村の状況：平成 26 年度公共施設状況カードに掲載され面積が明らかされている同種の施設の総面積を平成 22 年国勢調査の人口または年少人口で除して計算した市区町村及び町村の全国平均。類似団体との比較参考資料として掲載。町民一人あたり面積の（ ）は、同じく平成 22 年国勢調査ベース（辰野町 20,905 人）で算定した町民一人あたり面積。

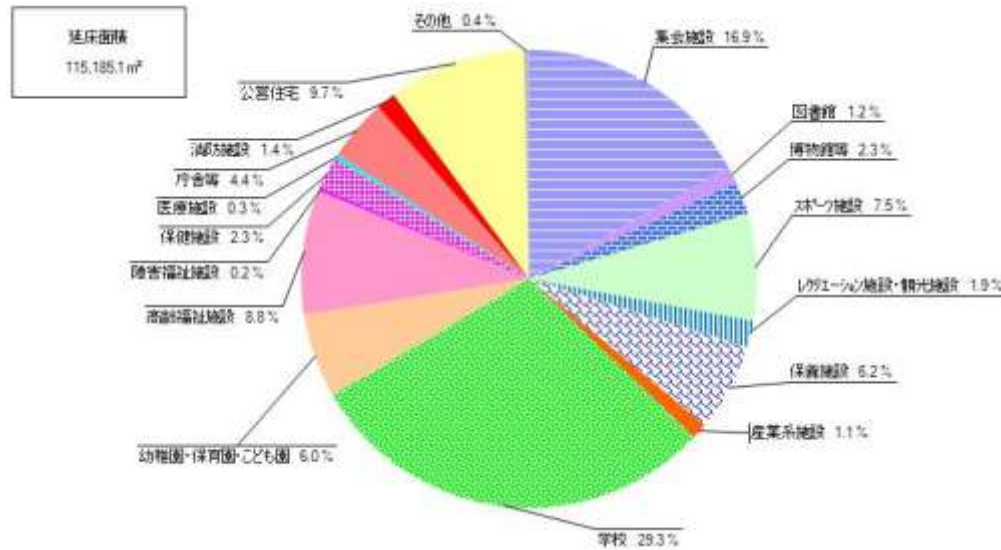
※5 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」住民基本台帳人口 1~3 万人の市町村平均。類似団体との比較のため、更新費用試算ソフトで用いる「普通財産、小野宿問屋等除く総数」とともに掲載。



イ. 施設類型別

施設類型別では、学校施設が 29.3%を占め、次いで公民館などの集会施設、公営住宅、介護予防センターなどの高齢福祉施設の順となっています。

図) 施設類型別の構成



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料

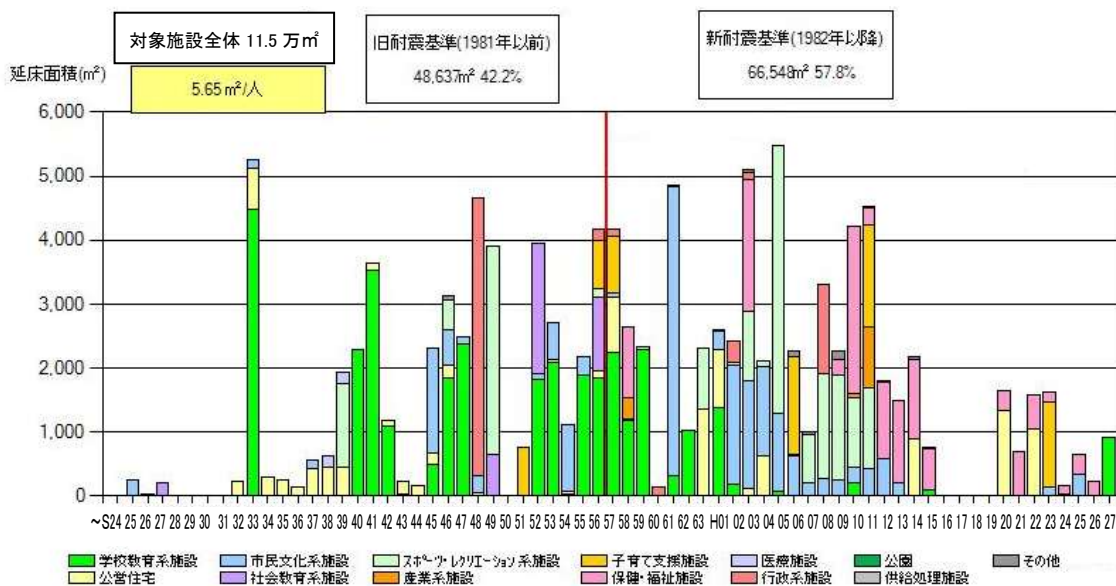
ウ. 老朽化及び耐震化の状況

築年別では、築 30 年を超える施設が、約 5 万 8 千 m<sup>2</sup> (全体の 45.8%) を占めています。そのうち、大規模改修が済んでいない施設は約 4 万 3 千 m<sup>2</sup> (全体の 33.6%) で、全国平均 (43.1%) 及び人口規模での類似団体の平均値 (35.9%) をともにご下回る結果となっています。旧耐震基準である昭和 56 年 5 月以前に建築された施設は約 4 万 9 千 m<sup>2</sup>、全体の 42.2%で、そのうち、**診断未実施の施設を含め耐震化が未実施の施設は全体で 14.8%**です。

学校施設の耐震化は平成 27 年度に完了しましたが、老朽化により補修が必要な箇所が多数あります。

耐震診断の結果で耐震化が必要とされた施設のうち、小野保育園 (S51 建) は平成 28 年度に改修を行います。町民体育館 (S49 建) や避難場所に指定されている集会施設等の対応が課題です。

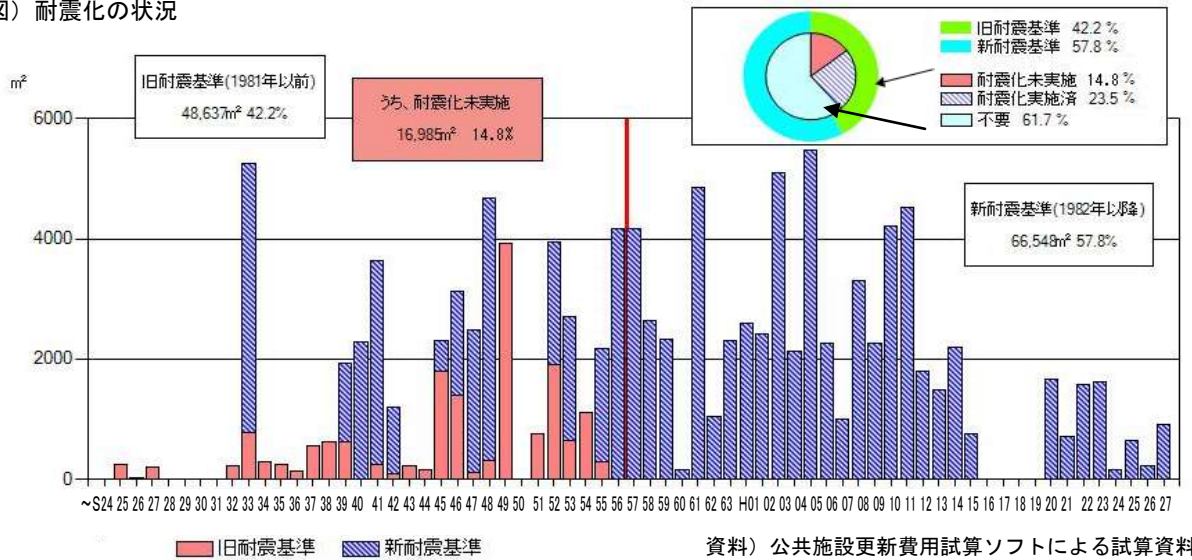
図) 年度別整備状況



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料



図) 耐震化の状況



エ. 更新費用の見込み

全ての公共施設について、現在の規模を維持した状態で、所定の供用年数で建替えを行う場合の今後40年間の総整備額は、約524億6千万円です。

将来の1年あたりの整備額は、約13億1千万円となり、直近5年間の既存更新額と比較した場合の3倍、投資的経費と比較した場合の2.6倍程度になるものと見込まれます。

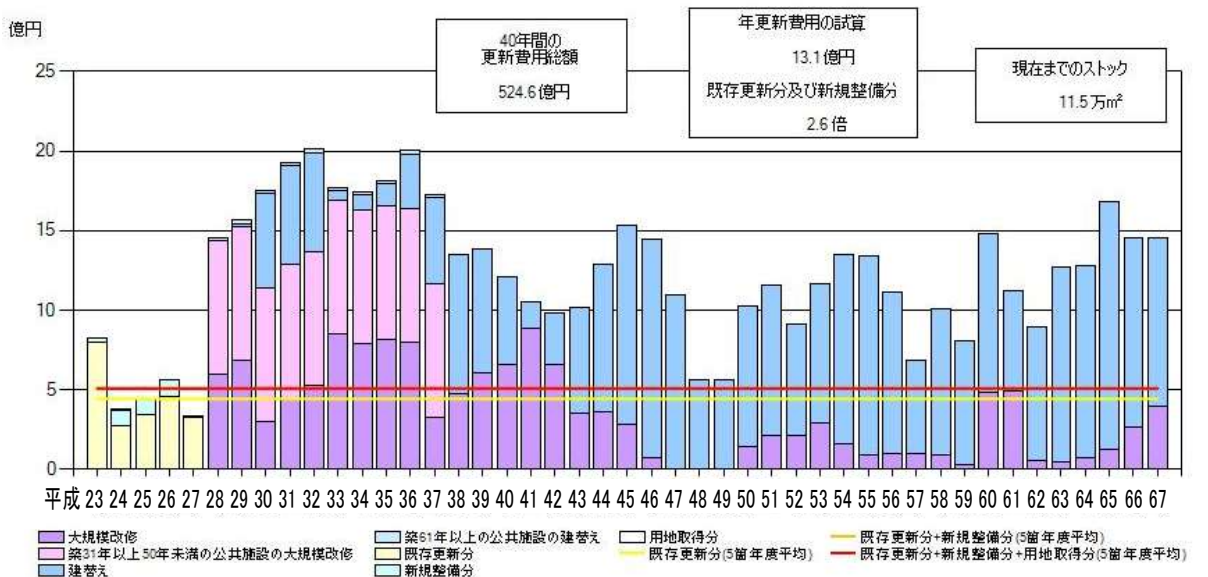
町民一人あたりの将来の1年あたりの更新費用の見込額は、約6万4千円です。

表)更新費用の推計結果

今後40年間の総整備額	1年あたり整備額	町民一人あたり整備額	町民一人あたりの面積
52,455,765千円	1,311,394千円	64.4千円/人	5.65㎡/人

表)直近5年間ににおける投資的経費の内訳(事務費等を除く)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	計
平成23年度	795,714千円	31,571千円		827,285千円
平成24年度	277,400千円	94,048千円	9,000千円	380,448千円
平成25年度	346,447千円	95,833千円		442,300千円
平成26年度	461,060千円	104,562千円		565,622千円
平成27年度	333,342千円	1,696千円		335,038千円
5年平均	442,793千円/年	65,542千円/年	1,800千円/年	510,139千円/年



## オ. 施設類型別の現状と課題

### ①住民文化施設

**公民館・集会所・コミュニティセンター等**は、各地区が管理し、それぞれの状況に合わせて修繕等に対応しています。辰野町公民館条例に定める分館に該当する施設の場合、増改築・維持補修にかかる経費の一部を、町が補助金で支援しています。

築30年以上を経過した建物も多く、避難場所に指定されている集会所等のなかには、耐震診断で補強が必要とされた施設もあることから、地区と協力して早期に対応を図ることが必要です。

**生活改善センター**は、各地区が管理しています。大規模改修の要望は、現在ありませんが、年数の経過により老朽化が進んでいます。

**町民会館**は、町教育委員会が管理し、専門業者による定期点検を行って維持しています。

新耐震基準の建物ですが、老朽化している箇所・設備も多く、計画的に補修・更新を進める必要があります。ホール客席は、吊天井のため今後調査を行い、その結果で必要な改修等を行うこととなります。

**世代間交流施設「世界昆虫館」**は、指定管理者制度により民間が管理しています。

地域情報化の推進を目的に指定管理者制度で運営してきた**観光情報センター**は、利用が減り、所期の役割を達成したとして、平成28年度より町が直接管理し、移住・定住、産業振興の事業（地方創生加速化交付金・信州フューチャーセンター事業）のため、一部改築を進め、使用しています。

この事業は、平成28年度民間委託とし、町が施設を管理する体制でスタートしましたが、今後の事業展開によって指定管理者制度等の検討が必要となります。

**ボランティアセンターとほたるの里世代間交流センター**は、指定管理者制度により、辰野町社会福祉協議会が管理しています。

町民の自主的な活動が活発化し、今後も利用増が想定されることから、駐車場の確保が課題となっています。

ボランティアセンターでは、平成26年度に雨漏り等の修繕を行いました。

### ②社会教育施設

社会教育施設は、町教育委員会が管理しています。

**辰野図書館**は、随時改修工事を実施していますが、**小野図書館**は、施設全体にわたり老朽化が顕著となっています。

辰野図書館の利用は、増加傾向にあるものの、軽井沢町を除く県内の町村における市町村立図書館の箇所数は1箇所または設置なしという状況（平成26年度公共施設状況カード）にあって、規模・配置の見直しが必要です。

**辰野美術館**は、平成25年度に耐震化を完了しましたが、築38年が経過し、登録博物館施設として適応できない部分や収蔵庫の不足があります。

**文化財調査センター**は、旧新町保育園の建物を活用していますが、老朽化が進んでいます。

### ③スポーツ・レクリエーション施設

体育施設は、町教育委員会が管理しています。

**町民体育館**は、築44年が経過し、複数の箇所破損が生じています。平成24年度に耐震診断を実施した結果、耐震化が必要とされました。

**ほたるドーム**は、築18年が経過し、建物自体は良好な状態にあるものの、砂入り人工芝に著しい磨耗が生じています。

**武道館・弓道場**は、築44年が経過し、老朽化、破損等が著しく、耐震診断も未対応の施設です。現在、武道館は、剣道と太鼓の使用が主なもので利用が低迷・固定化しており、弓道場は規格不適合とされたことなどから利用者が激減しています。

両施設ともに、今後の需要拡大が見込めないことから、他施設との統廃合を検討する必要があります。

西小学校に隣接する**社会体育館**は、築52年が経過し、平成9年に大規模改修を行いました。平成24年度に耐震診断を実施した結果では、耐震化が必要とされました。

学校の授業でも利用しており、避難場所にも指定されていることから、今後、計画的に維

持管理を行う必要があります。

北大出の**辰野町社会体育館**は、築 27 年が経過しました。

**ウォーターパーク管理棟**は、築 24 年経過で、ウォーターパーク閉鎖から 12 年を経過し、老朽化、破損等が生じています。ウォーターパーク跡地全体の利用と合わせ、庁内検討委員会を設け、今後の方向性等を検討中です。

**たつのパークホテル**は、築 22 年が経過し、**湯にいくセンター**は、築 20 年が経過して、老朽化が進んでいます。

ともに指定管理者制度により民間事業者が運営しています。利用が低迷した時期もありましたが、現在は増加傾向にあります。

定額以内の修繕は事業者が対応し、それを超える大規模修繕や改修は町が対応するとしていますが、予算の都合で対応できない状況があります。

屋根・内外の壁、冷暖房機器、温泉配管等の設備も老朽化し、改修が課題です。

**しだれ栗森林公園の各施設**は、指定管理者制度により民間事業者が管理運営し、軽微な補修に対応しています。

全体的に老朽化しており、平成 27 年度は、管理棟の雨漏りの補修を行いました。

**グリーンビレッジ横川のかやぶきの館**、**よりあい工房**、**滞在型農園**は、指定管理者制度により民間事業者が管理運営しています。

たつのパークホテル同様、定額以内の修繕は事業者が対応し、それを超える大規模修繕や改修は町が対応するとしています。

**かやぶきの館**は、築 17 年から 18 年が経過し、老朽化が目立ってきました。平成 23 年度から 24 年度にかけて、かやぶき屋根の葺き替え工事を行いました。計画的な改修が必要です。

**よりあい工房**は、築 17 年が経過し、老朽化が進んでいます。

**滞在型農園**は、人気もあり利用は順調ですが、雨漏り等の補修が必要な棟も出てきました。

#### ④医療施設

**国保第一診療所**と**国保川島診療所**は、町が管理しています。

昭和 30 年代の建物であり、かなり老朽化しており耐震化も未対応です。

年間の受診者数・診療収入は、平成 13 年度の 25～30%に減少しており、赤字補填のために国保会計から繰入をしていますが、国保財政も厳しく、引き続き繰入を行うのは難しい状況にあります。

なお、国民健康保険については、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ります。経営主体が県に移管されることに伴い廃止の検討が必要と思われます。

#### ⑤学校教育施設

**町内小中学校**は、町教育委員会が管理しています。

昭和 40～50 年代の建築がほとんどで、いずれも老朽化が顕著となっています。校舎・体育館の躯体の耐震化は、平成 27 年度までに完了しましたが、今後は、非構造部材の耐震化が必要です。プール施設の老朽化も著しく、漏水について部分補修で対応している状況です。

少子化により、各学区の児童生徒数は減少傾向にあり、学校全体の規模・配置の見直しが求められています。

また、教育環境の質的な向上を図るために、トイレの洋式化、空調設備の整備、ユニバーサルデザイン化が急務です。

さらに、学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、これらの改修とあわせて、地域防災計画をふまえた備蓄倉庫等の整備による防災機能の強化を図る必要もあります。設備関係では、ICT教育に対応した整備なども求められています。

#### ⑥子育て支援施設

町内の保育園は、町教育委員会が管理しています。

旧耐震基準で設計された保育園 2 園の耐震化について、**羽北保育園**は平成 25 年度に完了、**小野保育園**は、平成 28 年度完了見込みです。

**平出保育園**は、築 33 年が経過し、建物の老朽化が著しい状況となっています。

**中央保育園**は、築 21 年が経過し、床塗装、トイレ等の改修が必要です。

今後、園児数全体の減少が見込まれます。未満児入園希望者は、増加傾向にありますが、町内全体での適正配置・規模の見直しが求められています。

設備について、学校と同様に、トイレの洋式化、空調設備の整備などの課題があります。

#### ⑦保健・福祉施設

地元要望で建設した**介護予防センター**は、指定管理者制度により各地区が管理しています。

**小野介護予防センター**と**高齢者いこいサロン**は、現在、町が管理しています。

**老人福祉センター**は、辰野町社会福祉協議会に管理を委託し運営しています。月平均1千人余が利用し、今後も同様の利用見込みが予測されます。平成26年度に雨漏りによる壁修繕を実施しましたが、築32年が経過し、今後大規模な修繕も予想されます。

**辰野町就労支援センター**、**辰野町地域活動支援センター**、**辰野町生活支援センター**は、指定管理者が管理し、軽微な修繕に対応しています。

辰野町生活支援センターでは、平成27年度にシロアリが発生し、床の修繕を行いました。

**ぬくもりの里**は、町が管理しています。2階部分を保健福祉センターとして使用し、1階部分を民間事業者へ、デイサービス事業用途で貸出を行っています。

築17年が経過し、毎年、修繕費が増加傾向にあります。

#### ⑧産業施設

**辰野駅ビル**は、建物を鉄道会社と共用し、区分所有となっています。

区分所有している区画は、町が管理しています。

当初、観光案内所として設置しましたが、現在は、防災関係の備蓄倉庫やほたる祭りのイベント用事務所などに活用しています。日常使用する機会が減っており、空きスペースの有効活用が課題です。

**土づくりセンター**は、町が管理しています。

プラントの機械が故障し、屋根裏も剥がれているなど修繕が必要な状況です。地元では存続の要望がある一方で、資材である牛ふんの供給農家が1戸となり今後の供給体制に不安があります。

**林内作業所**は、グリーンビレッジ横川の関連施設として指定管理者制度により民間事業者が管理しています。

#### ⑨行政施設

本庁舎をはじめとする行政施設は、町が管理しています。

**本庁舎**は、老朽化による不具合箇所が多く確認されており、大規模な改修が必要です。

耐震化について、平成26年度に本庁舎が、平成27年度に消防庁舎が、それぞれ完了しました。本庁舎周辺の車庫や書庫等は、現行の建築基準で耐震化に対応済です。

#### ⑩公営住宅

**町営住宅**は、町が管理しています。

平成22年に作成した長寿命化計画に基づき、修繕等に対応しています。入居者が減少する中で、老朽化が著しい建物は、取り壊して宅地分譲をしています。

**教員住宅**は、町教育委員会が管理しています。

入居希望は減少傾向にあります。現在、空き家となっている教員住宅は、いずれも昭和40年代から50年代の建築で、老朽化が著しく再利用は難しいと思われます。

#### ⑪その他

**観光施設や公園、駅等のトイレ**は、老朽化が進み、設備の更新、特に洋式化への対応が求められています。

地区等に清掃などの日常管理を委託していますが、管理が大変で地区等の大きな負担になっているとの声もあり、利用状況や地区等の意向を確認した上で、除却も視野に検討していく必要があります。

(2) インフラ資産

ア. 道路

国・県道を中心に朝夕の通勤時間帯に交通渋滞が激しい箇所があり、渋滞の解消と円滑で利用しやすい道路整備が求められています。また、歩道が設置されていない区間も多くあり、道路改良にあわせた設置が望まれています。

町道は、道路延長約 48 万 6 千 m、道路面積（道路部）約 182 万 m<sup>2</sup>で、町民一人あたりの面積は 89.35 m<sup>2</sup>です。道路改良率は 39.9%となっています。

15 年毎に舗装の打替えを行う場合の今後 40 年間の総整備費は、約 228 億 1 千万円です。

将来の 1 年あたりの整備額は、約 5.7 億円となり、直近 5 年間の既存更新額と比較した場合の 4.1 倍、投資的経費と比較した場合の 3 倍程度になるものと見込まれます。

町民一人あたりの将来の 1 年あたりの更新費用の見込額は、約 2 万 8 千円です。

表) 道路の延長等

	国道	主要地方道	県道	1 級町道	2 級町道	その他町道	町道計
実延長 (m)	11,895	13,314	22,264	29,932	38,781	417,026	485,739
面積 (m <sup>2</sup> )	-	-	-	208,437	224,799	1,386,763	1,819,999

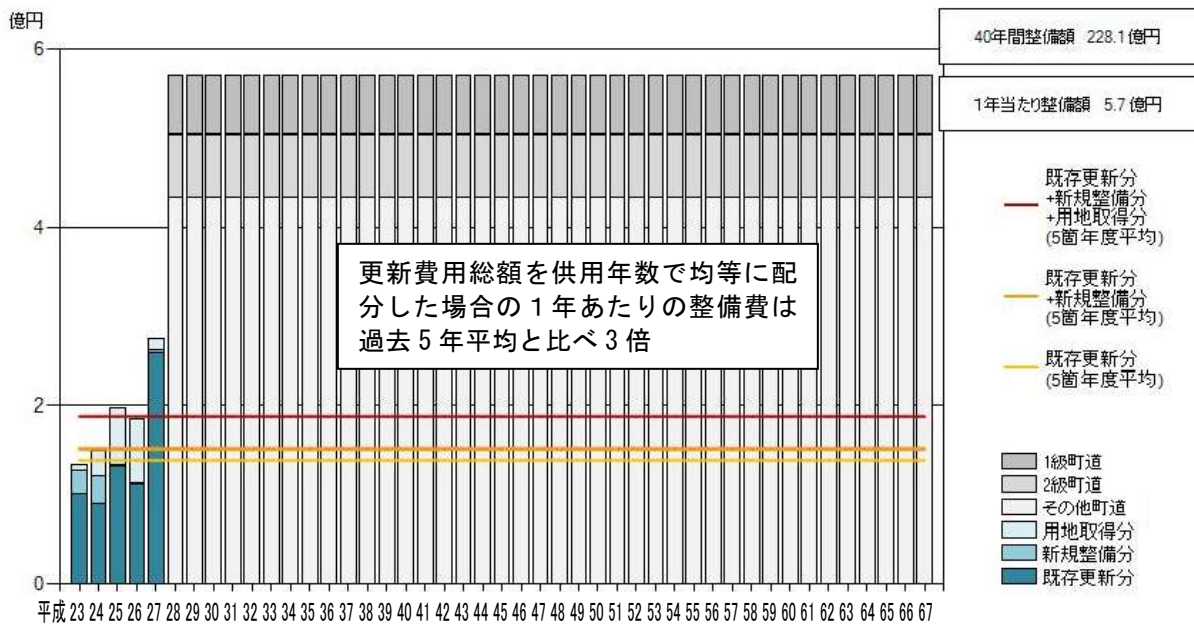
資料) 道路施設現況調査

表) 更新費用の推計結果

今後 40 年間の総整備額 (15 年で更新)	1 年あたり整備額	町民一人あたり整備額	町民一人あたりの面積
22,810,654 千円 (15 年毎 8,553,995 千円)	570,266 千円	28.0 千円/人	89.35 m <sup>2</sup> /人

表) 直近 5 年間における投資的経費の内訳(事務費等を除く)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	計
平成 23 年度	102,963 千円	25,245 千円	5,524 千円	133,732 千円
平成 24 年度	90,562 千円	30,198 千円	29,707 千円	150,467 千円
平成 25 年度	132,056 千円	1,725 千円	63,817 千円	197,598 千円
平成 26 年度	111,871 千円	2,285 千円	71,688 千円	185,844 千円
平成 27 年度	259,522 千円	3,704 千円	13,609 千円	276,835 千円
5 年平均	139,481 千円/年	12,631 千円/年	36,869 千円/年	188,895 千円/年



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料



イ. 橋梁

辰野町が管理する道路橋は実延長約 2 千 7 百 m、橋梁面積約 1 万 3 千 m<sup>2</sup>、町民一人あたりの面積は 0.77 m<sup>2</sup>です。(平成 27 年現在)

60 年で現在の橋梁を全て更新する場合の総整備費は、約 59 億 5 千万円で、今後 40 年の整備額は、約 39 億 7 千万円です。

将来の 1 年あたりの整備額は、約 1 億円となり、直近 2 年間の既存更新額・投資的経費と比較した場合の 5.5 倍程度になるものと見込まれます。

町民一人あたりの将来の 1 年あたりの更新費用の見込額は、約 5 千円です。

平成 26 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持管理と長寿命化を進めています。この計画では、国土交通省が唱える「橋梁寿命 100 年」を想定した試算を行いました。

その結果、「架替え費と維持補修費とを比較し、計画的な修繕のほうが、コスト削減効果が高いとされた橋梁すべてを修繕するとした場合の総費用は約 6 億円、残りを修繕せずに架替える橋梁の費用が 25 億 5200 万円で、すべて修繕せずに架替える場合の費用 49 億 3,800 万円に比べ総額 17 億 7,700 万円のコスト削減につながる」と分析され、計画的な修繕の必要性が明らかになりました。

表)橋梁の延長等

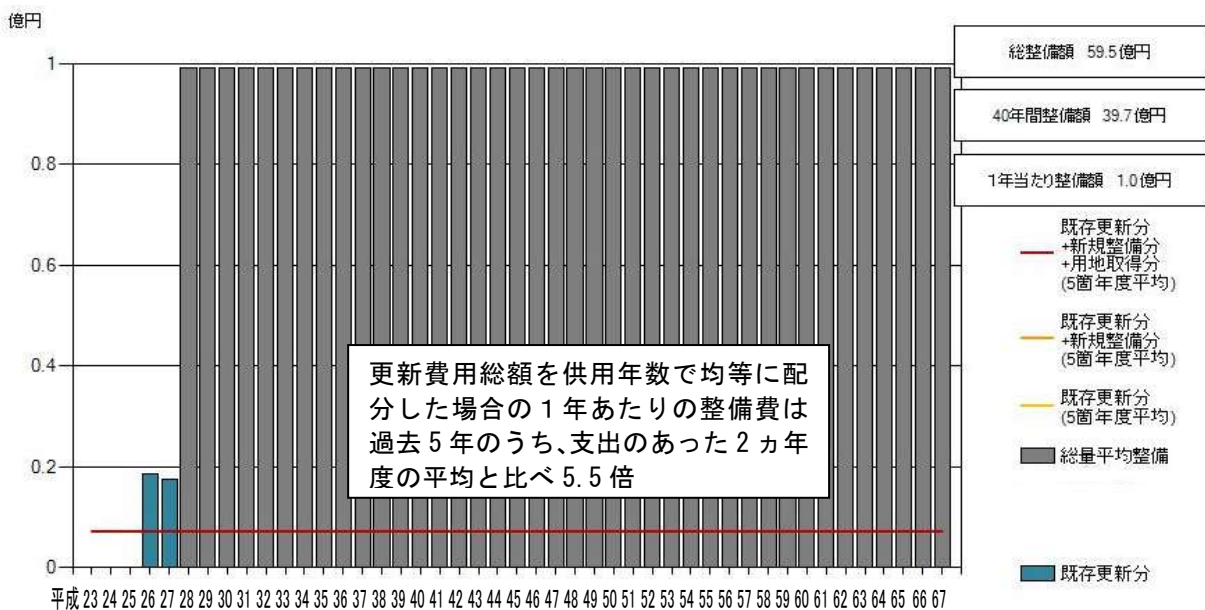
実延長	2712.9m	橋梁面積	13,292 m <sup>2</sup>
-----	---------	------	-----------------------

表)更新費用の推計結果

総整備額(60年で更新)	今後40年の整備額	1年あたり整備額	町民一人あたり整備額	町民一人あたりの面積
5,954,816 千円	3,969,877 千円	99,247 千円	4.9 千円/人・年	0.65 m <sup>2</sup> /人

表)直近 5 年間における投資的経費の内訳(事務費等を除く)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	計
平成 23~25 年度	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円(3年間は執行なし)
平成 26 年度	18,694 千円	0 千円	0 千円	18,694 千円
平成 27 年度	17,698 千円	0 千円	0 千円	17,698 千円
26 年度と 27 年度の 2 年間の平均	18,196 千円/年	0 千円/年	0 千円/年	18,196 千円/年



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料

ウ. 上水道（特別会計）

辰野町には、町が経営する辰野町上水道と、地元の水道組合を中心に管理する簡易水道等の小規模水道がありますが、水道ビジョンが示す将来の上水道事業一本化が大きな課題です。

上水道の普及率は、99.9%（平成27年度現在）です。管路延長は、約18万8千mで、町民一人あたりの延長は、9.3mです。

平成10年度から採用した耐震管整備率は、17.7%となっています。

上水道本管は、下水道管の布設にあわせて老朽管の布設替を実施しましたが、有収率の改善状況が思わしくないため、漏水調査等の対策が必要です。

湯舟配水池の耐震化は、完了しましたが、水道施設や本管には耐震化が済んでいない箇所も多く残されており、計画的に更新・修繕を行う必要があったため、平成27年度に管路耐震化増径計画を作成しました。

また、長期的な投資財政計画も踏まえた経営戦略の策定に取り組んでいます。

更新期間を40年とした場合の総整備費は、約183億5千万円です。

将来の1年あたりの整備額は、約4億6千万円となり、直近5年間の既存更新額と比較した場合の4倍、投資的経費と比較した場合の2.9倍程度になるものと見込まれます。

町民一人あたりの将来の1年あたりの更新費用の見込額は、約2万3千円です。

表) 上水道の管種別延長

区分	導水管				送水管					
	300mm未満		計		300mm未満		300~500mm未満		計	
延長(m)	7,115		7,115		2,170		53		2,223	
区分	配水管									
	50mm以下		75mm以下		100mm以下		125mm以下		150mm以下	
延長(m)	18,616	77,572	48,409	1,072	22,370	7,626	1,159	2,187	179,011	

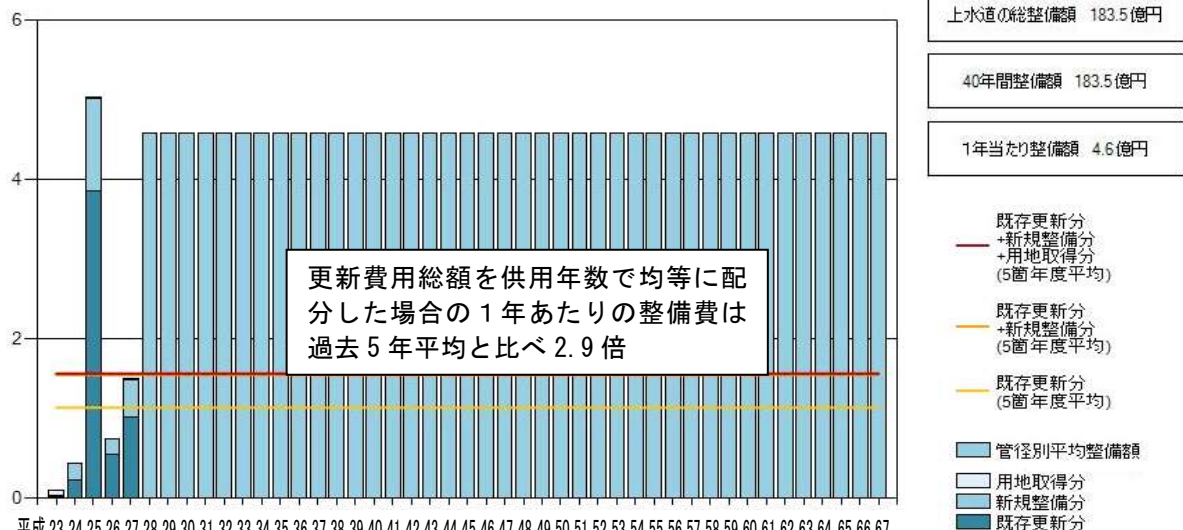
表) 更新費用の推計結果

総整備額(40年で更新)	1年あたり整備額	町民一人あたり整備額	町民一人あたりの延長
18,348,124千円	458,703千円	22.5千円/人	9.3m/人

表) 直近5年間における投資的経費の内訳(事務費等を除く)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	計
平成23年度	3,522千円	673千円	5,890千円	10,085千円
平成24年度	22,878千円	22,138千円	0千円	45,016千円
平成25年度	386,384千円	116,979千円	276千円	503,639千円
平成26年度	56,199千円	18,665千円	0千円	74,864千円
平成27年度	101,583千円	47,902千円	819千円	150,304千円
5年平均	114,113千円/年	41,271千円/年	1,397千円/年	156,782千円/年

億円



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料



エ. 下水道（特別会計）

下水道エリアマップに基づき、町内全域において下水道整備を進めるとともに水洗化を促進してきました。

平成 27 年度末の下水道普及率は、99.5%で、接続率は、92.8%となっています。

管路延長は、約 16 万 3 千 m で、町民一人あたりの延長は、約 8.0m です。

下水処理施設の管理にあたっては、下水処理施設長寿命化計画に基づく設備や機器の更新が必要です。また、効率的な農業集落排水処理を目指して、下水道処理区域との統合を検討するなど安定した下水処理の推進が必要です。さらに、下水道総合地震対策計画に基づく処理場、重要管路の耐震化が課題です。

更新期間を 50 年とした場合の総整備費の推計は、約 201 億 9 千万円です。

将来の 1 年あたりの整備額は、約 4 億円となり、直近 5 年間の既存更新額と比較した場合の 7.5 倍、投資的経費と比較した場合の 5.8 倍程度になるものと見込まれます。

町民一人あたりの将来の 1 年あたりの更新費用の見込額は、約 2 万円です。

全国平均（約 1 万円）より更新費用が高額となっていますが、平成 27 年 3 月 31 日現在、全国の下水道普及率は 77.6%とされ、辰野町では早期に整備が進んできたことや、地形的要因で他市町村に比べ、長い管路や動力施設の追加が必要となることが主な理由と考えられます。

表) 下水道管の管種別延長

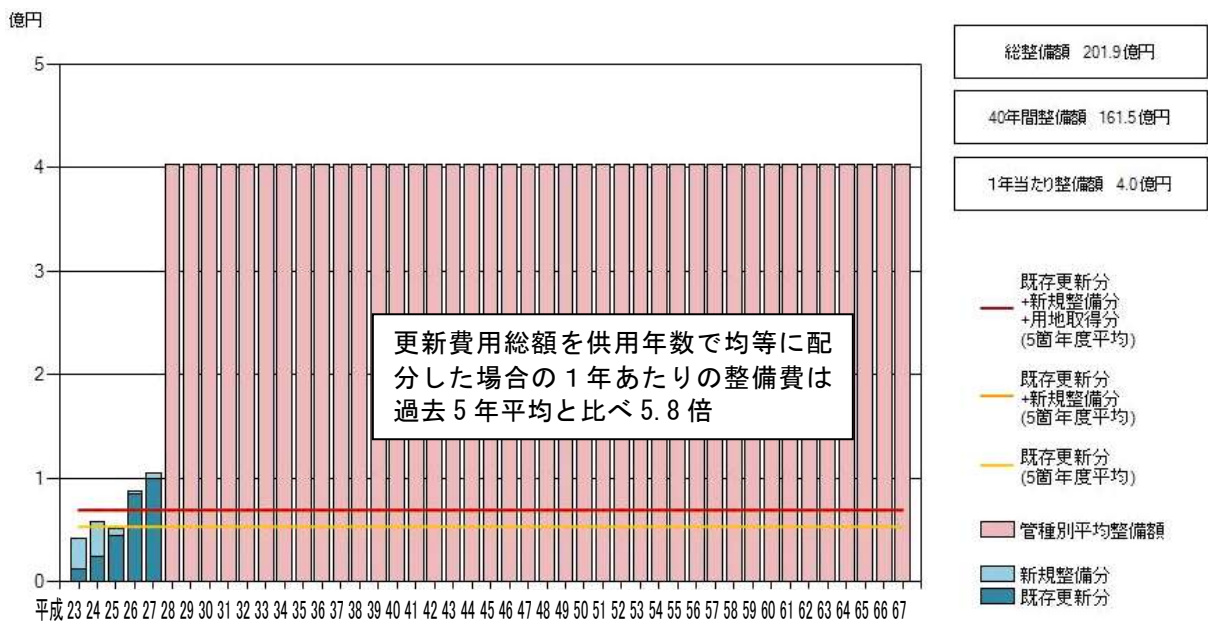
管種	コンクリート管	塩ビ管	その他	計
延長(m)	10,698	145,393	6,711	162,802

表) 更新費用の推計結果

総整備額(50年で更新)	1年あたり整備額	町民一人あたり整備額	町民一人あたりの延長
20,187,448 千円	403,749 千円/年	19.8 千円/人・年	8.0m/人

表) 直近 5 年間における投資的経費の内訳(事務費等を除く)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	計
平成 23 年度	13,045 千円	29,820 千円	0 千円	42,865 千円
平成 24 年度	24,850 千円	33,970 千円	0 千円	58,820 千円
平成 25 年度	44,873 千円	7,184 千円	0 千円	52,057 千円
平成 26 年度	84,533 千円	3,630 千円	0 千円	88,163 千円
平成 27 年度	99,955 千円	5,915 千円	0 千円	105,870 千円
5 年平均	53,451 千円/年	16,104 千円/年	0 千円/年	69,555 千円/年



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料

## オ. 公園

辰野町が管理する都市公園は、13ヶ所 37.6ha です。

町民一人あたりの面積は 17.58 m<sup>2</sup>（都市計画区域内人口一人あたりの面積 21.59 m<sup>2</sup>）で、全国や町村の平均、長野県全体の平均と比較しても広い面積を保有しています。

維持管理については、これまで運動公園施設を対象に、公園管理事務所による日々の維持保全と日常点検を実施してきました。

近年、建築物の耐震診断や老朽化が確認される施設の定期点検に加え、平成 23 年度に遊具等の健全化調査を先行して実施し、危険箇所が確認された場合、緊急性の高い施設から補修または更新を行ってきました。

平成 27 年度に、供用開始から 40 年経過し老朽化が顕著な丸山球場と荒神山スポーツ公園を対象に点検調査を行い、公園施設長寿命化計画を策定しました。

調査の結果、対象とした **68 施設のうち 28 施設が、老朽化が著しく安全性の面からも早急な修繕、更新を要する「D・高」判定と確認されました。**

平成 28 年度にまとめた荒神山スポーツ公園基本計画においては、施設の老朽化や、施設が有効活用されていない点、ウォーターパーク跡地の今後の利用方法等の検討を課題として整理しています。

公園については、総整備費の推計手法は示されていませんが、直近 5 年間における投資的経費の平均は、年間約 3 千万円です。

表) 都市公園整備状況

都市公園の数	都市公園の面積	町民一人あたりの面積
13ヶ所	37.6ha	17.58 m <sup>2</sup> (都市計画区域内人口一人あたり 21.59 m <sup>2</sup> )

※6 都市公園法第 3 条第 1 項の町が条例で定める基準では、町の区域内の公園の町民一人あたりの敷地面積の標準は 10 m<sup>2</sup>以上とすると定めています。

表) 全国の整備状況

	都市公園等の数 (市町村立+その他の総数)	都市公園等の面積 (市町村立+その他の総数)	人口総数で割った 一人あたりの面積 (市町村立+その他)
全国	130,772ヶ所	135,604.9ha	10.58 m <sup>2</sup>
町村全体	9,319ヶ所	16,681.9ha	14.64 m <sup>2</sup>
長野県全体	1,613ヶ所	2,724.5ha	12.68 m <sup>2</sup>

資料) 平成 26 年度公共施設状況カード：人口は平成 27.1.1 現在の住民基本台帳人口

表) 直近 5 年間における投資的経費(事務費等を除く)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	5 年平均
5,964 千円	24,810 千円	40,287 千円	69,576 千円	11,616 千円	30,456 千円/年

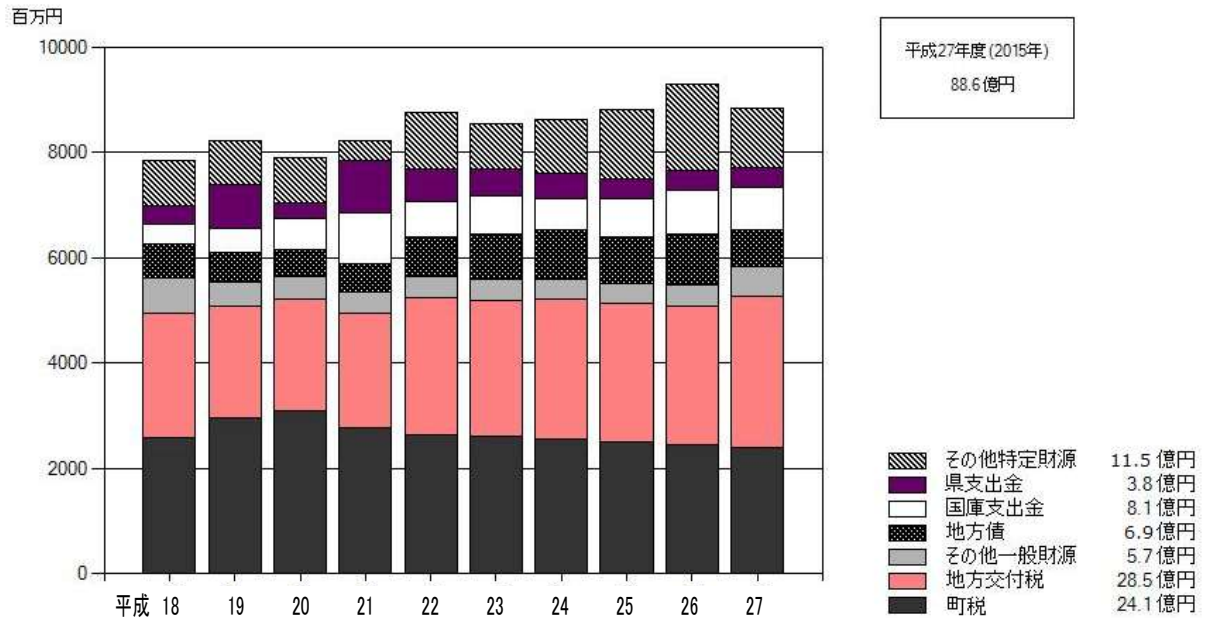
### 3. 維持管理等に係る経費と財源見通し

#### (1) 歳入全体

普通会計の平成27年度歳入総額は88億6千万円です。国からの地方交付税が32.2%を占めますが、自治体の規模等に応じて算定されるため、今後人口減少に伴う減額が予想されます。

主要な自主財源である町税は27.2%ですが、平成20年度を境に年々減少傾向にあり、生産年齢人口の減少や景気回復の遅れ等による法人収益の減等による町税の減少が予想されます。

図) 歳入決算額の推移

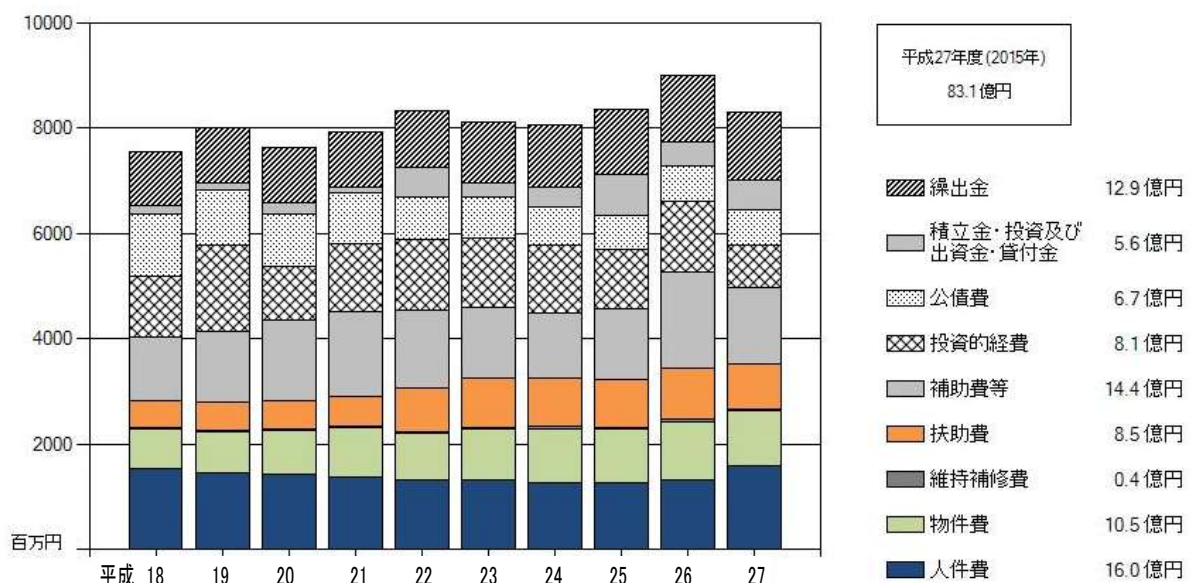


資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる資料

#### (2) 歳出全体

普通会計の平成27年度歳出総額は83億1千万円で、平成18年度に比べ9.8%の増となりました。人件費、扶助費、公債費の義務的経費が37.5%を占めており、社会保障関係の経費が今後も増加していく見込みです。

図) 普通会計歳出決算額の推移



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる資料

### (3) 投資的経費

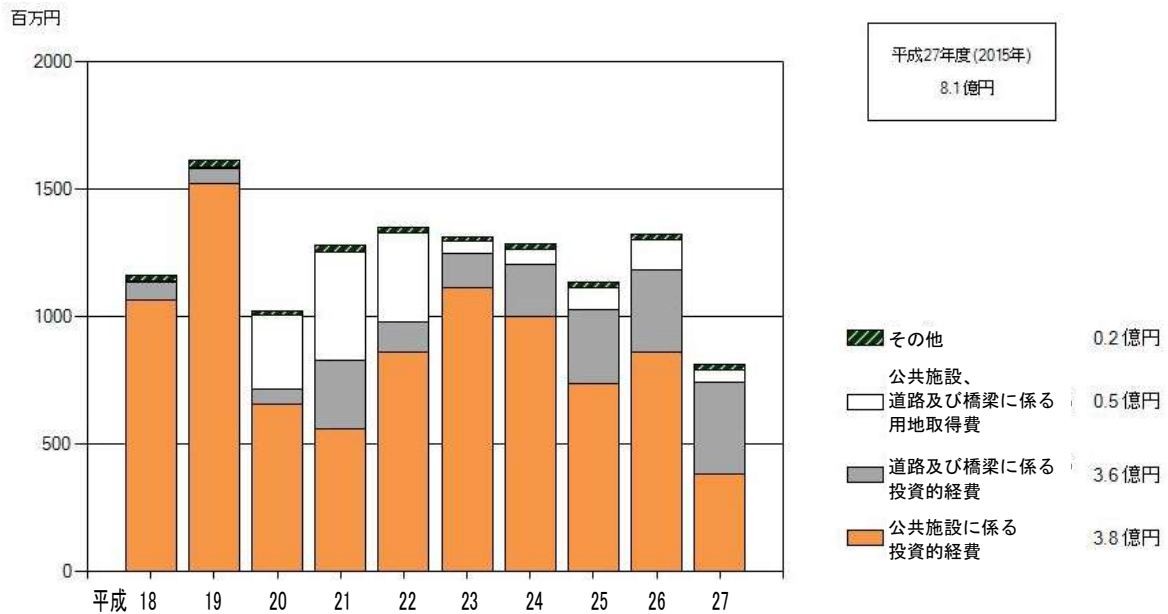
道路や公共施設の建設事業など固定的な資本形成につながる投資的経費として、平成18年度から平成27年度までの10年間で123億円を支出しました。内訳は公共施設関連が87億6千万円(71.2%)、道路や橋梁関連が18億9千万円(15.3%)となっています。

介護予防センターなど福祉施設の建設、公共施設の耐震化に取り組んできましたが、近年はよりあい会議などを通じ各地区からの要望が多かった道路整備に重点的に取り組んでおり、平成27年度の投資的経費8億1千万円の内訳は公共施設に係るものが3億4千万円(41.3%)、道路や橋梁にかかる経費が2億9千万円(36.3%)となっています。

投資的経費についての直近5年間の平均は11億7千万円で、町民一人あたり5万8千円を支出してきました。

病院会計では、平成24年10月に町立辰野病院を新築移転しました。

図) 投資的経費の推移



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる資料

### (4) 維持補修費

普通会計の平成27年度決算における維持補修費は3千8百万円(歳出全体に占める割合0.46%、町民一人あたり2千円)で10年間に3.3倍程度と年々増加傾向にあり、施設の老朽化が進む中で、今後さらに増大する見込みです。

図) 維持補修費の金額推移

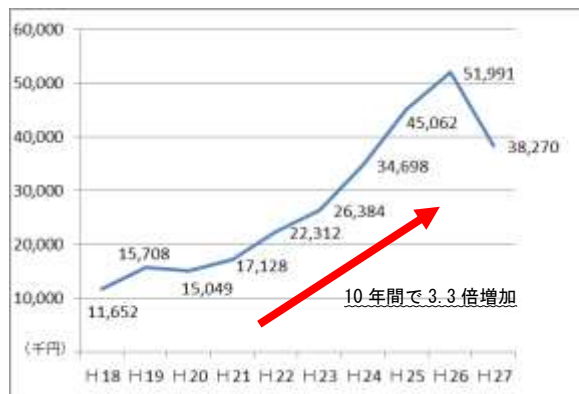
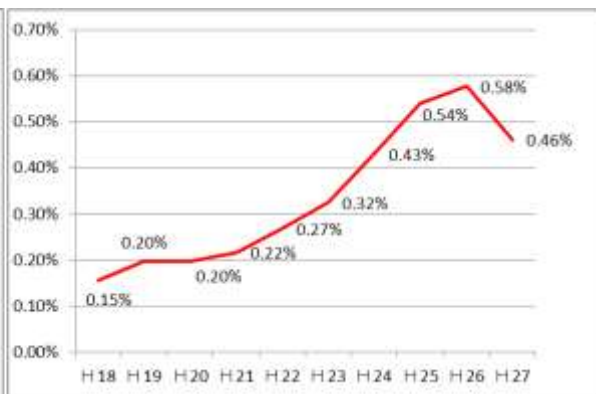


図) 維持補修費の歳出全体に占める割合の推移



資料) 平成23~27年度地方財政状況調査(決算統計)

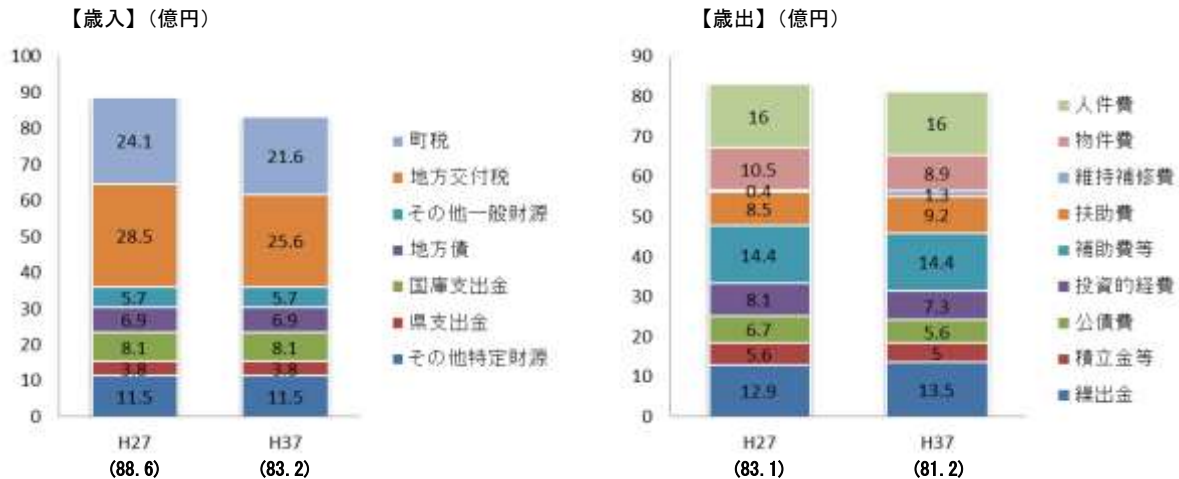
(5) 10年後の財政状況の見込み

平成27年度普通会計の決算額の59.4%を占める町税と地方交付税の減少幅を人口減少割合と同様と仮定し、その他の財源を概ね現状どおり確保した場合の10年後の平成37年度歳入決算総額は6%圧縮された83億2千万円、歳出決算総額は81億2千万円程度と見込まれます。

また、維持補修費は、これまで同様に増加し続けた場合、10年後の平成37年には、1億3千万円（現在の3.3倍）程度の費用が要するものと推測されます。

物件費などを抑制する一方で、扶助費など社会保障関係の経費の伸びを考慮した場合、平成37年度において確保できる投資的経費の年間予算は7億3千万円（決算ベース）と見込まれます。

図) 現在のままで推移した場合の10年後の普通会計決算見込み



歳入(億円)			歳出(億円)			備考
項目	H27	H37	項目	H27	H37	
その他特定財源	11.5	11.5	繰出金	12.9	13.5	
県支出金	3.8	3.8	積立金等	5.6	5	
国庫支出金	8.1	8.1	公債費	6.7	5.6	
地方債	6.9	6.9	投資的経費	8.1	7.3	☆ 整備のため確保できる財源枠
その他一般財源	5.7	5.7	補助費等	14.4	14.4	
地方交付税	28.5	25.6	扶助費	8.5	9.2	
町税	24.1	21.6	維持補修費	0.4	1.3	☆ 伸びを抑制することが必要
			物件費	10.5	8.9	
			人件費	16	16	
計	88.6	83.2	計	83.1	81.2	

※算定条件

歳入：町税、地方交付税は10.2%減、その他は平成27年度決算同額程度と見込み

歳出：社会保障関連費（扶助費、国保・介護保険などへの繰出金）は高齢化率の伸びに合わせ1.08%増

維持補修費は前述の試算どおり、物件費は経常費用の節減等で15%圧縮、公債費は起債台帳による見込み、人件費、積立金その他は平成27年度とほぼ同額で算定。

投資的経費は、歳出総額から前述の費用を差引き確保できる財源枠で算定。



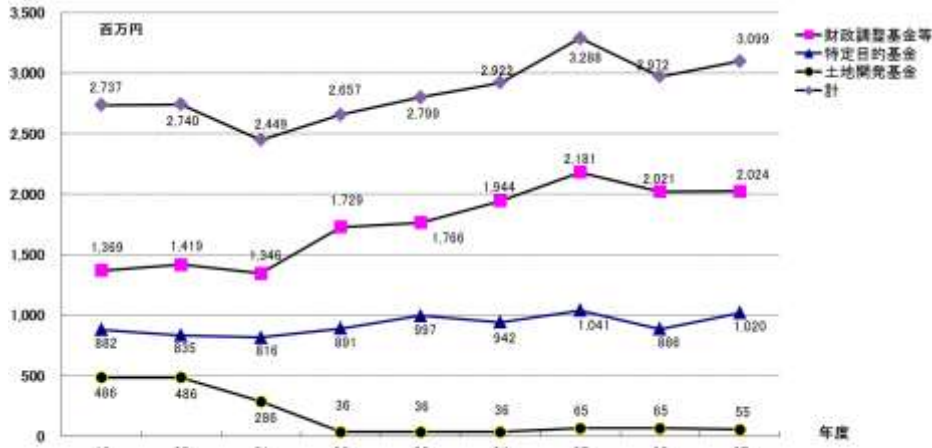
### (6) 基金

大規模な公共施設等の整備は、短期間に多額の経費が必要となります。これを町税などの一般財源のみで賄うことは、他の行政施策の推進に支障を及ぼすこととなります。

財政負担の平準化のためには、基金や地方債の活用が不可欠です。

基金については、各年度の財政状況に応じ、計画的な運用を行い、平成 27 年度末における一般会計の基金総額は 31 億円となっています。

図) 一般会計における基金の推移



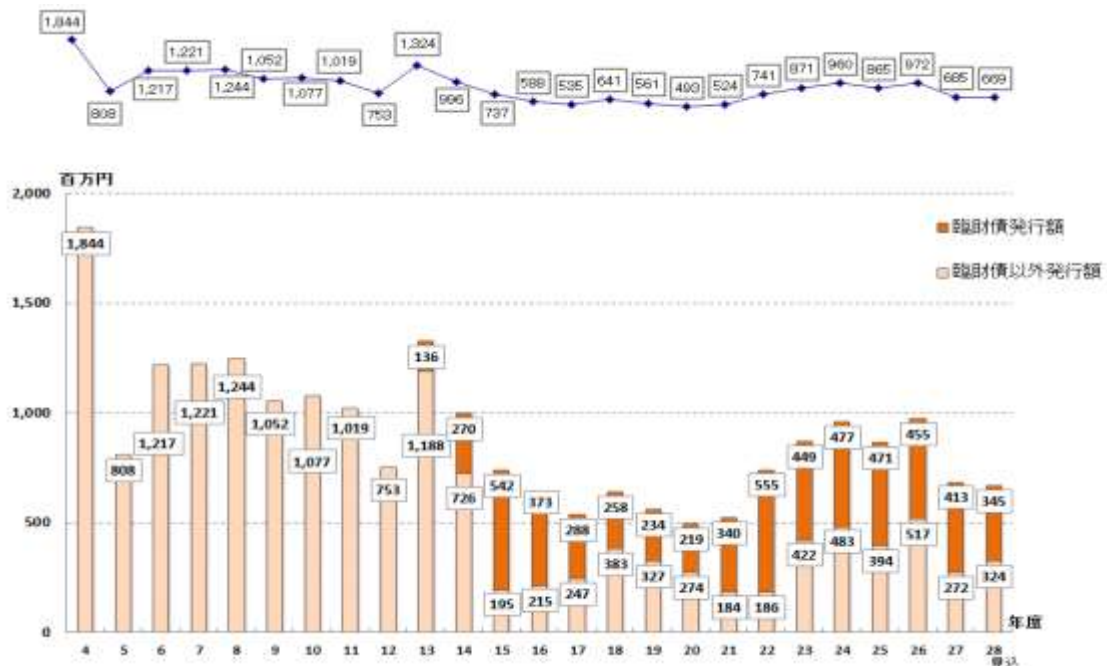
### (7) 地方債

地方債は、一定要件のもとで、地方公共団体が 1 会計年度を超える借入れを行う制度です。

地方債で資金調達し、元利償還金として後年度に支出することで、財政負担を平準化するとともに、その財源として町税を充てることで、施設整備時点での町民のみならず、施設の受益者となりうる将来の町民にも費用の一部を負担していただくことで、世代間の負担の公平化を図る目的があります。

平成 27 年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の集約化、複合化等に取り組む地方公共団体に対し、交付税措置のある地方債の特例制度が創設されました。

図) 地方債発行額の推移



※臨時財政対策債： 国の地方交付税特別会計の財源不足により本来交付税で交付されるべき金額の一部を補填するため、地方公共団体が発行する地方債。その元利償還金相当額は後年度の普通交付税で措置される。

## 4. まとめ

## (1) 人口1人あたりの面積、管路延長

全国及び人口1万人以上3万人未満の類似団体と比較した場合、公共施設の延床面積と橋梁の面積、下水道管の延長はそれぞれの平均より高い値となっており、道路面積と上水道管の延長は、全国平均より高く、類似団体の平均に比べて低い値となっています。

公園に関しても、前述のとおり、全国や県内の平均より広い面積を保有しています。

平成27年度国勢調査の結果をふまえると、全国や長野県全体の減少幅よりも大きい人口減少が予想される中で、その差はさらに拡大するものと見込まれ、**他市町村の平均値よりも総じて多い施設総量の規模にあわせた縮減を検討する必要があります。**

## (2) 将来の更新費用の試算

将来、全ての資産（耐用年数設定のない公園は除く）を所定の供用年数をもって更新とした場合の費用総額は、40年間で約1千億円、1年あたり28億4千万円となります。

そのうち、普通会計で管理する公共施設と道路・橋梁の**更新費用は、1年あたり19億8千万円**で、現在の投資的経費に対する将来の1年あたりの更新費用は、公共施設で2.6倍、道路・橋梁で3.2倍（道路で3倍、橋梁5.5倍）程度に増加する見込みです。

他市町村においても、将来の更新費用が、現在の投資的経費・既存更新額を大幅に上回る事が予想されますが、辰野町の伸び率は全国や類似団体の平均値よりも高くなっています。(※)

表) 耐用年数をもって更新するとした場合の費用総額 (億円)

区分	普通会計				公営企業		総額
	公共施設	道路	橋梁	計	上水道管	下水道管	
40年間	524.6	228.1	39.7	792.4	183.3	161.5	1,137.2
1年あたり	13.1	5.7	1.0	19.8	4.6	4.0	28.4

表) 公共施設等の全国平均値及び人口1~3万人未満の市町村平均値との比較

	区分	公共施設	道路	橋梁	上水道管	下水道管	合計
人口1人あたりの将来の1年あたりの更新費用の見込額(千円/人)	全国平均	3.22	9.98	1.93	10.74	9.91	63.95
	1~3万人未満	49.42	31.62	7.30	19.66	8.02	112.68
	辰野町	64.38	89.35	7.2	22.5	19.8	203.2
現在の既存更新額に対する将来の1年あたりの更新費用の割合(%)	全国平均	243.6	194.5	507.3	363.4	283.1	-
	1~3万人未満	240.9	471.6	1471.6	488.6	1969.4	-
	辰野町	296.2	408.9	809.3	401.6	755.4	-
現在の投資的経費(既存更新、新規整備、用地取得額の計)に対する将来の1年あたりの更新費用の割合(%)※	全国平均	107.3	94.5	286.4	230.0	83.9	-
	1~3万人未満	124.2	223.5	732.6	429.9	43.9	-
	辰野町	257.1	301.9	809.3	292.3	580.5	-
人口1人あたりの延床面積等(m <sup>2</sup> /人、上下水道管はm/人)	全国平均	3.22	31.99	0.26	4.09	3.60	-
	1~3万人未満	5.24	101.51	0.68	10.79	6.33	-
	辰野町	5.65	89.35	0.77	9.3	8.0	-
老朽化及び耐震改修の状況(%)	全国平均	43.1					
	1~3万人未満	35.9					
	辰野町	33.6					

「資料：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」との比較

※ 直近の過去5年間の実績や新規整備があるか否かで将来の1年あたりの更新費用との比較結果が大きく変わることには留意する必要があります。このため、早くから整備を進め、近年、既存更新費用が中心の下水道等は、整備途中で直近5年間で新規整備中心に費用が生じている市町村との単純比較できません。



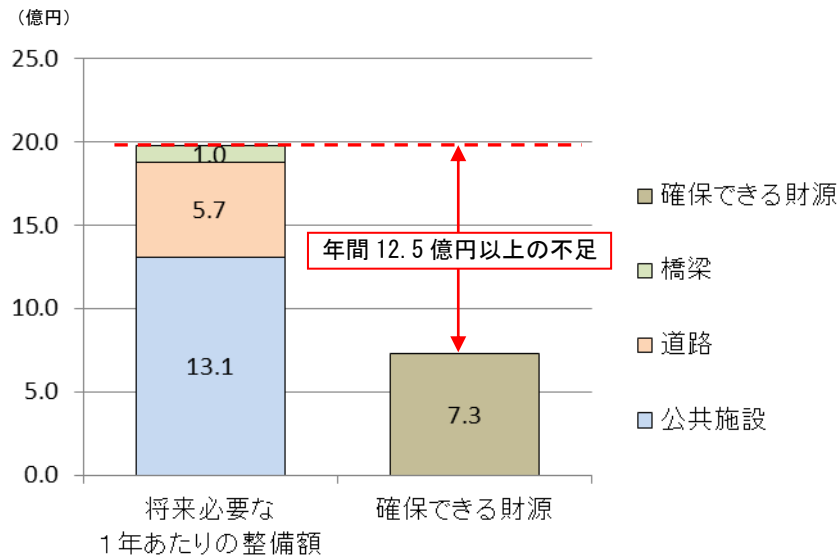
(3) 維持管理・更新等に係る経費と財源確保の見込み

普通会計で管理する公共施設等の更新のため将来必要とされる年間19億8千万円に対し、10年後の平成37年度において確保できる**投資的経費の年間予算は7億3千万円**(決算ベース)で、既存施設等の更新に必要な財源19億8千万円に対し、**12億5千万円の不足**が生じます。

投資的経費の財源には、国・県の補助金等も含まれています。財源不足を補い、財政負担を平準化するためには、基金の運用・積立とともに、交付税措置のある地方債や補助制度を活用していく必要がありますが、それぞれの政策や財政状況等により影響を受け、計画どおり実施することができないことも予想されます。

さらに、平成27年度普通会計における投資的経費の内、公共施設と道路、橋梁にかかる経費の割合は、77.6%ですので、実際に配分できる財源はさらに少なくなるものと見込まれます。

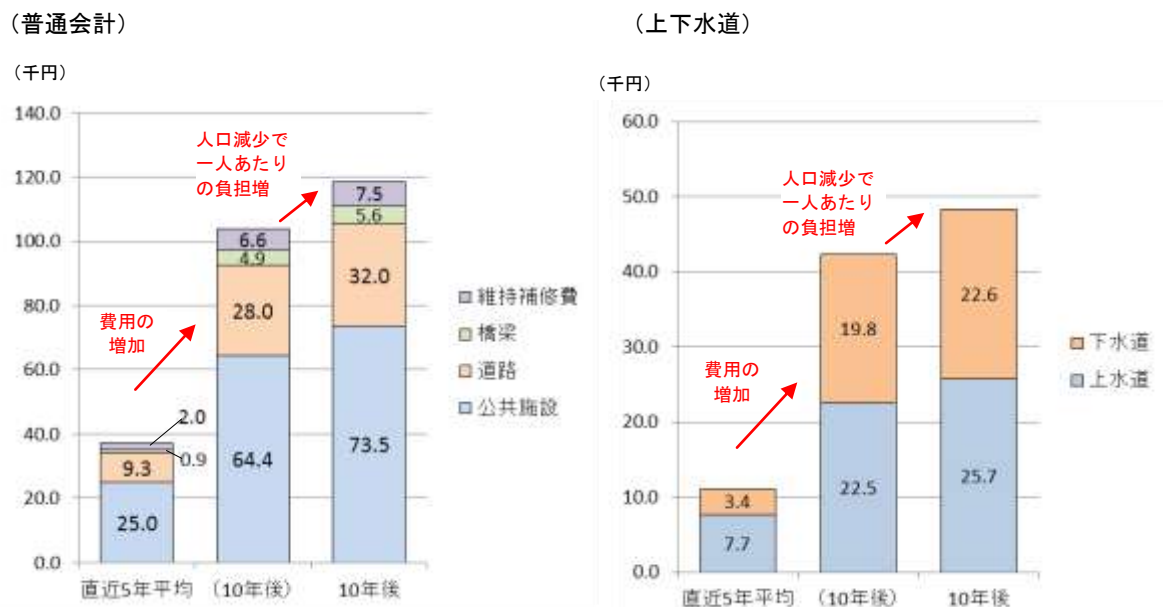
図) 10年後の平成37年度普通会計の投資的経費



**維持補修費**は、これまで同様に増加し続けると10年後は、**現在の3.3倍程度**になります。

整備更新・維持補修費を合わせた**町民一人あたりの年間費用**(現在約4万8千円)は、**10年後には3.5倍(約16万7千円)**に増加します。

図) 10年後の町民一人あたりの1年間の費用負担



### 第3章 基本方針（公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方）

全ての資産を現在の規模で更新するとした場合の費用は、前述のとおり莫大で、将来の財政状況をふまえても実現できるものではありません。

この状況は、辰野町のみならず全国の市町村も同様ですが、今後も、町民生活に必要なサービスが提供できる環境を継続していくためには、公共施設等の資産のあり方、管理・更新方法を根本的に見直し、将来にわたり段階的に維持管理コストを縮減していく必要があります。

このことから、次の基本方針を定め、公共施設等の管理の適正化を推進します。

#### ●基本方針1：長寿命化の推進

日常の適切な維持管理と点検の実施により、施設の損傷が軽微な早期段階において、不具合を早期発見し、軽微なうちに予防的な修繕を実施する「予防保全型維持管理」の導入を進め、供用期間の延長（長寿命化）を図ります。また、点検等で、危険箇所が発見された場合は、同種の施設についても早急に緊急点検を行い、事故の未然防止に努めます。

耐震化などの大規模改修については、平成32年度までに各施設の長寿命化・保全計画（個別計画）を策定し、計画的に推進することで財政負担の軽減と平準化を図ります。

#### 【長寿命化の目標】

予防保全型維持管理と個別計画の推進で供用年数を15～30年延長

→ 10年後（平成37年度）に年間費用6億8千万円のコスト削減（普通会計）

表) 更新の考え方の見直し

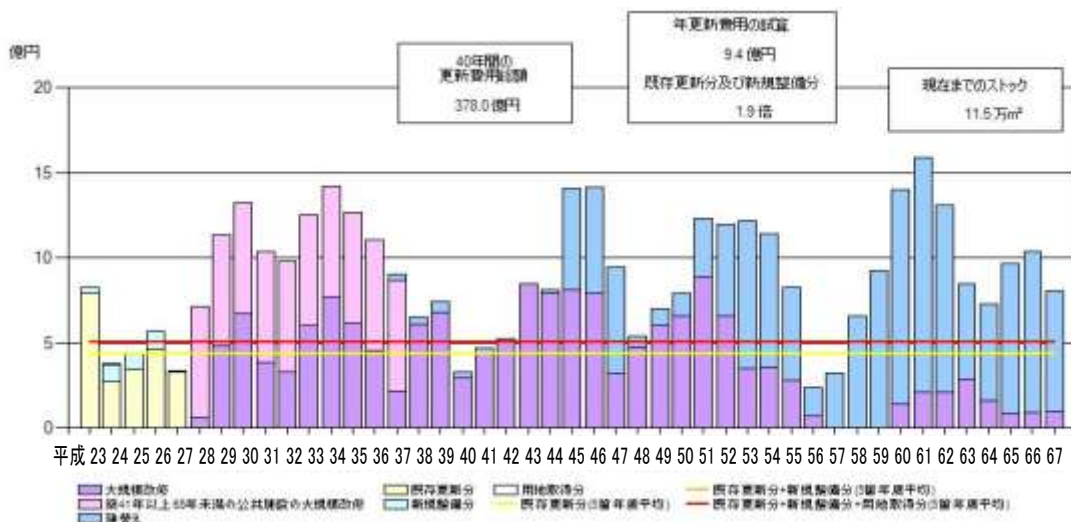
区分	当初試算上の設定	長寿命化による見直し後の供用年数	法定耐用年数	備考
公共施設	60年で建替え（30年で大規模改修）	75年で建替え（40年で大規模改修）	50年	厚生労働省などのガイドラインに示された水道施設等のアセットマネジメント手法の設定例にならない、法定耐用年数の1.5倍程度を目標値とする
道路	15年で舗装部分の打替え	30年で舗装部分の打替え		
橋梁	60年で架替え	90年で架替え	60年	
上水道管	40年で更新	60年で更新 ※	40年	
下水道管	50年で更新	60年で更新 ※		

※上下水道は、それぞれの経営戦略において検討する。

表) 見直しによる効果

(千円)

区分	当初想定		見直し後		年間コスト削減額
	40年間の整備額	年間整備額	40年間の整備額	年間整備額	
公共施設	52,455,765	1,311,394	37,799,220	944,981	366,413
道路	22,810,654	570,266	11,405,327	285,133	285,133
橋梁	3,969,877	99,247	2,645,685	66,142	33,105
公園	-	30,456	-	30,456	-
計	公園除く合計 79,236,296	2,011,363	公園除く合計 51,850,232	1,326,712	684,651



資料) 公共施設更新費用試算ソフトによる試算資料（公共施設分）

●基本方針2 総資産量の適正化

今後予想される急激な人口減少や厳しい財政事情の中で、現在、全国平均よりも保有する総資産量を縮減していく必要があります。

公共施設等のあり方や必要性について、利用状況や今後の町民ニーズ、政策適合性、費用対効果、他市町村との比較など総合的な評価を行い、総資産量と配置の適正化を実現します。

総量や箇所を減らすことで、各施設や提供サービスの質を向上させるための費用の捻出しやすくなります。

公共施設については、人口減少と厳しい財政状況をふまえて、必要なサービス水準を確保しつつ、事業目的の達成や情勢の変化等により、今後、利用者数の減少・低迷が予想される施設に関しては統廃合や転用・多目的化、除却を推進して総量縮減を図ります。

また、老朽化等により供用を止めて、今後も利用見込みのない施設は、立入禁止などの安全措置を講じるとともに、施設の早期解体撤去などの安全確保対策を実施します。

インフラ資産については、町民の生活に密着し欠かせないものであることから、それぞれの種別特性を考慮しながら、長寿命化計画や経営戦略など中長期的な視点のもとで総量の適正化を図ります。

【総資産量削減の目標】

<公共施設> 将来需要に適した規模・配置により10年間(平成37年度まで)で総量13,822㎡(12%)削減 → 年間2億円のコスト削減(普通会計)

(目標値の設定方法)

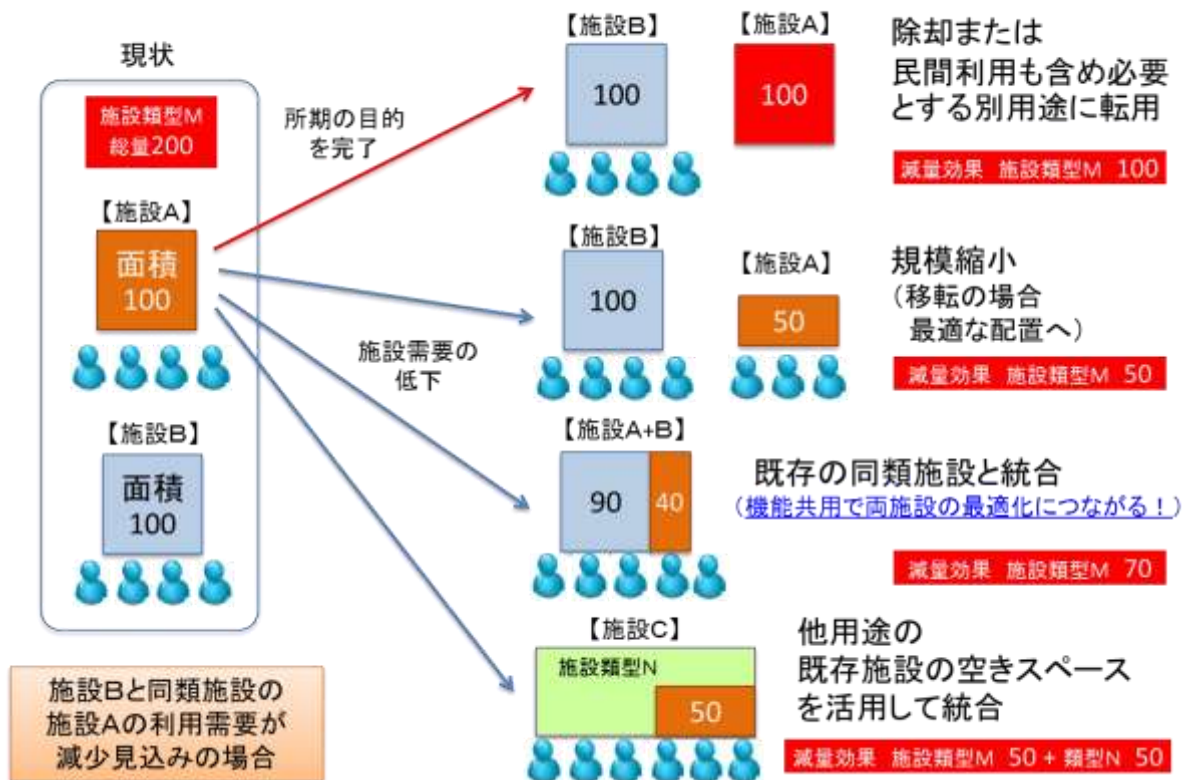
≒ 平成67年度までの40年に55,288㎡(48%)削減 × 1/4

(48%= 市町村規模にあった適正化 [類似団体の平均差の是正] : 8.2%

+ 町民一人あたりの更新費用縮減 [人口減少37.1%/生産年齢人口比93.1%] : 39.8%)

<インフラ資産> それぞれの経営戦略、長寿命化計画で、目標設定を行い、適正化を推進

将来需要に適した規模・配置の見直し例



### ●基本方針3 維持管理コスト削減と施設の有効活用による財源確保

維持管理、運営において、施設等の特性をふまえたうえで、施設の目的にあった最も適切な民間企業や団体等を選定することを前提に、民間委託、指定管理者制度等を活用し、コスト削減に取り組むとともに、公共施設等を経営資源として捉え、提供サービスの品質向上、利用拡大、資産活用による収入の増加を図ります。

また、体育施設や文化施設等の施設使用料の定期的な見直しにより受益者負担の原則に沿って適正化を図り、財源確保に努めます。

経費節減・経常経費の抑制を図り、施設使用料等を原資とした基金の積立と計画的な運用を行い、将来にわたり費用負担の平準化を図ります。

#### 【維持管理費用の縮減目標】

民間委託・指定管理者制度の活用等で10年後（平成37年度）の維持補修費を1.5倍（6千万円）以内に増加を抑制 → 年間7千万円のコスト削減（普通会計）

（目標値の設定方法）

≡これまでの増加率3.3倍×長寿命化に伴う抑制効果0.67

×総資産量の縮減効果（インフラ資産も公共施設同様に総量抑制が図られたと仮定）0.88

×施設使用料の見直し・管理運営体制の民間活用等による抑制効果0.80

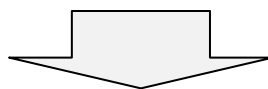
### ●基本方針4 基金の運用、起債・補助金等の活用等

国・県の補助金や交付金、交付税措置のある起債等を有効に活用して、財源確保と世代間の負担の公平化、費用負担の平準化を図ります。

これら補助金等は、国・県の政策や財政状況等に影響を受ける財源であることから、確保が困難な場合は、実施時期の見送りなどを実施計画により調整します。

#### 【財源確保】

補助金・交付金・財政措置のある起債の活用等による財源確保  
と実施計画による実施時期等の調整



#### ◎普通会計における財源確保の課題解決

基本方針1～3による年間コストの削減9億5千万円

+ 基本方針4による財源確保と実施時期等の調整 ⇒ 財源不足解消

上水道・下水道においては、経営戦略や長寿命化計画等に基づき計画的に長寿命化を進めます。

## 第4章 具体的な取組み

## (1) 公共施設

予防保全型維持管理を基本に、長寿命化を図ります。

施設ごとの利用状況、維持管理コスト、費用対効果、老朽化状況を把握し、将来も利用が見込めない施設については、転用や統合、廃止等を検討します。(規模縮小、減築等による更新・改修、長寿命化による維持、解体・売却による廃止、用途変更や貸付等による転用など)

地域性を重視したうえで、町全体として効果的・効率的に機能する配置を検討します。

施設の新設が必要とされた場合は、総量縮減目標の規制範囲内で、費用対効果などを慎重に考慮したうえで行うものとします。

施設の除却により生じる跡地等は、立入禁止などの安全措置を講じるとともに、原則として早期売却を図ります。

## ◎施設類型別の取組みと方針

区分	長寿命化の推進	総量の適正化	維持管理コストの削減、有効活用	備考	
①住民文化施設	各地区の公民館、集会所、コミュニティセンター生活改善センター等	予防保全型維持管理の実施 避難場所に指定された施設の耐震化	現状規模を維持(地区の状況や意向をふまえ規模・配置の適正化を検討)	各地区で管理	町公民館分館は維持補修を含めた増改築に対する町補助金制度あり
	町民会館	機械設備とともに個別計画による長寿命化 (舞台照明の改修、ホール・天井の調査改修)	現状規模を維持	町教育委員会が管理 使用料の見直し	
	ボランティアセンター ほたるの里世代間交流センター	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	指定管理者制度による管理	
	世代間交流施設「昆虫館」	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	指定管理者制度による管理	
	観光情報センター	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	事業の進展に応じて、指定管理者制度等民間活用を検討	H28より移住定住・産業振興の事業用に使用
②社会教育施設	辰野図書館	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町教育委員会が管理	県内町村の設置箇所数は概ね0~1で規模・配置の見直しが必要
	小野図書館	予防保全型維持管理の実施	転用・廃止も視野に地元の理解を得ながらあり方の検討	町教育委員会が管理	
	美術館	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町教育委員会が管理	
	文化財調査センター	—	文化財の保管方法を含め、今後の管理を検討	町教育委員会が管理	
③スポーツ・レクリエーション施設	町民体育館	耐震化の実施 公園施設長寿命化計画により長寿命化	耐震化に合わせて他施設との多目的化を検討	町教育委員会が管理 使用料の見直し	
	武道館 弓道場	—	今後の競技人口・利用需要をふまえ他施設との統廃合を検討	町教育委員会が管理 使用料の見直し	
	ほたるドーム	予防保全型維持管理の実施 芝張替え	現状規模を維持	町教育委員会が管理	
	西小社会体育館	耐震化の実施	現状規模を維持	町教育委員会が管理	

区分		長寿命化の推進	総量の適正化	維持管理コストの削減、有効活用	備考
	辰野町社会体育館	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町教育委員会が管理	
	しだれ栗森林公園の各施設	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	指定管理者制度により管理	
	たつのパークホテル湯にいくセンター	予防保全型維持管理の実施	計画期間中は現状規模を維持 (将来は両施設の統合の検討も必要)	指定管理者制度により管理	H28 パークホテルトイレ改修 湯にいくセンター給湯配管改修
	グリーンビレッジ横川 かやぶきの館 よりあい工房 滞在型農園	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	指定管理者制度により管理	
④医療施設	国保第一診療所 国保川島診療所	最小限の維持補修の実施	H30 国保の運営が県に移管されることに伴い廃止を検討	町が管理	
⑤学校教育施設	小学校	施設整備計画に基づき、老朽化対策と教育環境の改善 (文部科学省所管補助金制度等の活用) トイレ環境改善 空調設備の設置	学校のあり方検討委員会の検討結果をふまえ、規模・配置の適正化を検討	町教育委員会が管理	学校のあり方検討委員会を設け今後の検討中 H28 辰野南小学校防災機能強化改修
	辰野中学校	大規模改修による長寿命化 予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町教育委員会が管理	
⑥子育て支援施設	保育園	個別計画による長寿命化 予防保全型維持管理の実施	少子化をふまえ統廃合を含めた配置・規模の見直し	町教育委員会が管理	H28 小野保育園耐震化
⑦保健・福祉施設	老人福祉センター	予防保全型維持管理の実施 大規模改修の検討	現状規模を維持	指定管理者制度により管理	
	介護予防センター	予防保全型維持管理の実施 施設修繕の統一基準の策定	現状規模を維持	指定管理者制度により各地区で管理	
	小野介護予防センター 高齢者いきいサロン	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町が管理	
	共生館あさひヶ丘	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	管理業務を委託	
	めくもりの里	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町が管理(1Fは民間事業者へ貸出)	
	就労支援センター 地域活動支援センター 生活支援センター	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	指定管理者制度により管理	
	パークセンター ふれあい	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町教育委員会が管理	
	旧福寿苑	—	H28 に学校法人へ売却	—	
	⑧産業施設	辰野駅ビル	最小限の維持補修の実施	現状規模を維持	町が管理 空きスペースを普通財産として貸出
土づくりセンター		最小限の維持補修の実施	当面、現状規模を維持(地元区と今後の方向性を検討)	管理運営体制を地元区と検討	H28 補助金の処分制限期間が終了
林内作業所		予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	指定管理者制度により管理	グリーンビレッジ横川で一体管理

区 分		長寿命化の推進	総量の適正化	維持管理コストの削減、有効活用	備 考
⑨行政施設	本庁舎	大規模改修の実施 予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持 不要物品等の整理 とあわせて活用不 十分な区画等の利 用、複合化の研究	町が管理 より効率的・円滑な 利用を推進	H26 耐震化
	消防庁舎 書庫、車庫等	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町が管理	消防庁舎 H27 耐震化
⑩公営住宅	町営住宅	長寿命化計画に基 づく修繕の実施	老朽化が著しい建 物は除却（跡地は 宅地分譲）	町が管理	
	教員住宅	最小限の維持補修	入居需要をふまえ 戸数を縮小し、順 次除却	町教育委員会が管理	
⑪その他	公衆トイレ アクアハウス	予防保全型維持管理の実施 洋式化の推進	現状規模を維持 利用需要をふまえ 配置、廃止の検討	地域と協働で管理	
	小野宿問屋・倉庫	文化財として維持 管理	—	町教育委員会が管理	
	普通財産	小規模修繕のみ実施	老朽施設は原則除 却 除却後の安全措置 の実施 利用可能な施設は 売却	民間等への貸出し	
⑫病院施設	町立辰野病院	予防保全型維持管理の実施	現状規模を維持	町が管理	



## (2) インフラ資産

インフラ資産は、地域の特性も考慮しつつ、長期的な経営視点に基づき、**現状維持を基本**としますが、個別計画や経営戦略等に基づき、**定期的な点検と計画的な維持補修・整備**を行い、**維持管理コストの平準化と抑制**を図ります。

### ア. 道路

地域の要望と道路パトロールに基づき、**生活道路の舗装・改良**を集中的、重点的に実施します。

羽北道路網計画に基づいた県道与地辰野線等の道路改良を行い、交通渋滞の解消を目指すとともに、国・県道の道路改良事業について地域の合意形成を行い、整備を促進します。

歩道設置事業に取り組み、歩行者の安全確保を図ります。

**道路網検討委員会を組織し、町全体の道路網についての将来像を作成**します。

都市計画道路については、実現性や安全性の高い道路を目指し、ルートや幅員構成等の見直しを行います。

### イ. 橋梁

**橋梁長寿命化修繕計画**に基づき、定期点検の実施と日常の維持管理を徹底するとともに、計画的な修繕により長寿命化を図ります。

日常的な維持管理として、年数回のパトロール、年1回の巡回、定期的な簡易点検を繰り返し、異常の早期発見に努めるとともに、小規模な維持作業を随時実施します。

補修順位は、橋面防水を優先し、上部工内に侵入した水が自然蒸発する時期を経て着手し、重要度・損傷度・緊急度が総合的に高い橋梁から順次修繕を行うものとします。

### ウ. 上水道

**管路耐震化増径計画**に基づく上水道本管の耐震化については、上水道事業の**経営戦略・投資財政計画**に基づき計画的に進め、事業費の平準化を図ります。

小規模水道との意見調整会議を行いながら水道ビジョンに定める上水道事業の一本化に向けて研究・検討を進めます。

駒沢浄水場改修工事（平成28年度着工）、井出の清水配水池耐震化工事を計画的に実施します。

さらに、漏水調査の計画的な実施と漏水発生箇所での修理により有収率の向上を図ります。

### エ. 下水道

**下水道処理施設長寿命化計画**に基づき、設備や機器等の更新を行い、適切な日常維持管理により安定した下水処理を行います。

**経営戦略と下水道総合地震対策計画**に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理場と重要管路の耐震化を推進します。

### オ. 公園

**公園施設長寿命化計画**に基づく日常的な維持管理の実施と長寿命化に取り組めます。

さらに、利用者数が少なく、今後も拡大が期待されない施設については他の施設との統合、転用・多目的化または除却を検討し、計画的な整理を進めるものとします。

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を随時実施し、施設の機能保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を早期に把握します。

定期的に健全度調査を行い、修繕または更新の判定を行います。

**都市公園長寿命化調査の健全度・緊急度が「D・高」判定であった施設については、平成29年度から5ヵ年計画で対策**を講じます。

「D・高」判定の理由が安全上であるものを優先し、安全確保の措置を講じます。

競技に支障があることが判定理由である施設については、競技人口等の今後の利用者数・頻度の見込み、町民ニーズをふまえ、方向性を検討します。

ウォーターパーク跡地は、多目的広場（公園施設）としての再生を図ります。既存施設の中で、活用できるものは転用し、利活用するとともに、ウォータースライダー等老朽が激しく転用が困難な施設は計画的に順次、除却を図るものとします。

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の位置づけ

辰野町第五次総合計画・後期基本計画において、取り組み目標②行財政改革の推進によるまちづくり（第六次行財政改革大綱）の政策1・施策2として「公共施設等の最適な配置と管理運営」を位置づけています。

3カ年を計画期間とする**実施計画**において、この施策を実現するため、具体的な事務事業や財源を明らかにし、調整を図る中で、各年度の予算編成に反映していきます。

### 2. 推進体制と体制の構築方針

#### (1) 庁内体制

本計画の推進・進捗管理にかかる事務は、**まちづくり政策課を主管課**とします。

まちづくり政策課は、固定資産台帳により公共施設等を一元管理するとともに、各施設の所管課との調整を行い、庁内での情報共有と計画の推進を図ります。

町長を本部長とし、各課の課長及び課長補佐で構成する**辰野町行財政改革推進本部会**が、計画の進捗を定期的に検証するとともに、必要に応じ、計画の見直しまたは推進に必要な調整を行います。

また、辰野町行財政改革推進本部会においては、財務諸表等の最新データをもとに常に見直しを行い、施設の統廃合等の検討を進めます。

さらに、本計画を推進するための人材の育成・確保の視点から、技術的な研修も含め、施設等管理のための職員研修を実施していくこととし、研修計画は別途、辰野町行財政改革推進本部会において検討を進めます。

公共施設等の管理を外部に委託する場合も、必要に応じて研修への参加を促します。

#### (2) 町民との協働

本計画の実行には、町民の理解と協力が不可欠です。公共施設の適正配置の検討・推進にあたっては、**町民に情報を提供し、広く意見を求める中で推進**します。

計画の進捗状況や計画の見直し等については、町内の有識者で構成する**辰野町行財政改革推進委員会**に諮り、その決定を受けて、公表するものとします。

また、各地区の公民館・集会所・コミュニティセンター等について、それぞれの地区と連携を密にして、協働で維持管理・長寿命化を推進します。

さらに、清掃、緑化、美化などの周辺環境の整備に関しては、公共施設等が所在する地区や企業、団体との連携を図り、町民参加型の管理も検討していきます。

### 3. 個別計画の策定等

平成32年度までに、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）等を活用し、**必要と認められる各分野や施設等の長寿命化・保全計画（個別計画）を整備**します。

各個別計画については、本計画の基本方針と整合を図り、策定、推進を図るものとします。

＜個別計画の構成例＞ 施設または施設類型毎にそれぞれの管理者が作成

- 対象施設、計画期間（中長期計画とする）
- 管理方針・優先順位の考え方（施設の状態、果たしている役割・機能、利用状況・将来需要の見込み等をふまえ、施設量・配置の最適化、対策の優先順位の考え方を明確化）
- 保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）
- 中長期保全計画（運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）
- 体制・制度等の見直し（新技術の開発・導入、体制の構築、予算管理、例規・制度の整備等）